

[事務分掌からの索引]

部	班	事務分掌	活動手順の頁
市長直轄組織	危機管理班	1) 防災および救助業務の総合計画	—
		2) 各種情報の収集および気象警報の伝達	3-1-1, 3-1-5, 3-1-9, 3-1-15, 3-1-18, 3-1-22, 3-1-25, 3-1-30, 3-1, 33, 3-1-35, 3-2-1
		3) 災害対策本部員の招集	3-1-9, 3-1-18, 3-1-28, 3-1-35
		4) 機動隊および地震時の緊急初動対策チームの編成	3-1-18
		5) 災害対策本部長の命令の伝達	3-1-9, 3-1-18, 3-1-28, 3-1-35, 3-2-1
		6) 記録の編成保存	3-2-22
		7) 市および県の防災行政無線の運用	3-2-1
		8) 被害状況調査の総合計画および取りまとめ	3-2-2
		9) 被害状況の受理および災害調査報告	3-2-2
		10) 災害関係文書物品の受付、配布および発送	—
		11) 広域応援要請（庁内調整を除く）	3-2-22
		12) 自衛隊の派遣要請	3-2-22
		13) 他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整	3-1-9, 3-1-18, 3-1-28, 3-1-35, 3-2-1
		14) 避難指示等の発令	3-3-1
		15) 帰宅困難者の受入れ準備等	3-3-12
		16) 緊急輸送手段の確保	3-2-11
		17) 緊急輸送の実施	3-2-16
		18) 市域外における災害支援実施の調整および総括	3-2-25
		19) 他の所管に属しないこと	—
	秘書班	1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命	—
2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者（議会関係の外来者を除く。）の災害地視察		—	
3) 各種陳情（議会関係を除く。）		—	
4) り災地の慰問見舞い		—	
5) 危機管理班実施事項の応援		—	
企画振興部	部内各班共通	1) 企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導	—
		2) り災者の収容および収容施設の供与	—
		3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	企画班	1) 法令の規定に基づいて作成する諸計画と地域防災計画との調整	—
		2) 復興計画の策定	4-4-1
		3) 男女共同参画センターの災害対策および連絡調整	—
	まちづくり推進班	1) 自治会等からの被害状況等報告	3-2-2
		2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口	3-2-10, 3-3-67, 4-1-1
		3) 市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策	3-2-2
	情報政策班	1) コンピュータシステムの保守および復旧	—
広報戦略班	1) 災害関係の広報活動および報道機関との連絡調整	3-1-1, 3-1-5, 3-1-9, 3-1-15, 3-1-18, 3-1-22, 3-1-25, 3-1-30, 3-1, 33, 3-1-35, 3-2-7, 3-3-1, 3-3-57, 3-3-64, 3-3-66, 3-3-67, 3-3-69, 3-3-72, 4-4-1, 4-4-3	
人権政策班	1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23	
	2) 人権・福祉交流会館との連絡調整	3-2-2	

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		3) 外国人の災害対策	—
	人権・福祉交流会館班	1) 人権・福祉交流会館の災害対策	3-2-2
スポーツ部	部内各班共通	1) スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与 3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	
	スポーツ振興班	1) 社会体育施設の災害対策(応急対策及び復旧対策を含む。)	3-2-2
	国スポ・障スポ総務班	1) スポーツ振興班実施事項の応援	3-2-2
	国スポ・障スポ競技班	1) スポーツ振興班実施事項の応援	—
総務部	部内各班共通	1) 総務部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与	
	総務班	1) 危機管理班実施事項の応援	—
	公有財産管理班	1) 市有財産の災害対策	3-2-2, 3-3-35
		2) 緊急通行車両の手続	3-2-14, 3-2-16
		3) 市有車両および施設に係る燃料の供給	3-2-14, 3-2-16, 3-4-22
		4) 危機管理班実施事項の応援	—
	財政班	1) 緊急予算の編成および資金の調達	3-2-19, 4-3-1
		2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	税務班	1) 固定資産等の被害調査報告	3-2-2, 4-1-2
		2) り災証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成	4-1-2
		3) 世帯別被害調査の実施	4-1-2
		4) 災害に伴う市税の減免等	4-1-2
		5) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	債権管理班	1) 税務班実施事項の応援	4-1-2
		2) 災害に伴う市税の猶予	4-1-1
		3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶予等	4-1-5
		4) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	契約監理班	1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達	3-4-9, 3-4-14, 3-4-19, 3-4-22
		2) 物的支援の受援に係る庁内調整	3-2-22
		3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
臨時特別給付金班	1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—	
議会班	1) 議会関係の連絡調整	—	
	2) 彦根市議会災害対策支援本部との連絡調整	—	
	3) 議会関係の外来者の災害地視察	—	
	4) 議会関係各種陳情およびり災地の慰問	—	
	5) 議会関係のり災地の慰問	—	
	6) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—	
出納・監査班	1) 物品および金銭の出納	3-2-19, 3-2-22, 4-3-1	
	2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—	
人事部	部内各班共通	1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	—
	人事班	1) 職員の動員派遣	3-1-1, 3-1-5, 3-1-9, 3-1-15, 3-1-18, 3-1-22, 3-1-25, 3-1-30, 3-1, 33, 3-1-35, 3-2-22, 4-4-1, 4-4-3

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応	3-2-10
		3) 公務災害補償	—
		4) 被災職員に対する給付および援助	—
		5) 人的支援の受援に係る庁内調整	3-2-22
		6) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	3-5-3
		働き方・業務改革推進班	1) 人事班実施事項の応援
市民環境部	部内各班共通	1) 市民環境部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導	
		2) リ災者の収容および収容施設の供与	
	生活環境班	1) 行方不明者の捜索	3-3-27
		2) 一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整	3-4-34
		3) 彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整	3-4-29, 3-4-34
		4) 死体の処理および収容	3-3-28, 3-3-57
		5) 火葬(彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関するを含む。)	3-3-30
		6) し尿処理	3-4-34
		7) 公害の予防	—
		8) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策	3-4-39
		9) 廃棄物の処理等	3-4-31, 3-4-36
	ライフサービス班	1) 避難誘導	3-3-9
		2) 避難所等開設運営および相談所	3-3-8, 3-4-8
		3) リ災者の収容	3-4-9
		4) 収容施設の供与	3-4-9
		5) 火葬の許可	3-3-30
		6) 生活環境班・清掃センター班実施事項の応援	—
	保険年金班	1) 炊き出し	3-4-14
		2) 災害に伴う国民年金保険料の免除等	4-1-5
		3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等	4-1-5
		4) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援	—
	清掃センター班	1) 清掃施設の災害対策	—
		2) 消毒および清掃	3-4-29
		3) 廃棄物の処理等	3-4-31, 3-4-36
4) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策		3-4-39	
福祉保健部	部内各班共通	(1) 福祉保健部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導	
	社会福祉班	1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整	—
		2) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35
		4) 民間救助団体との連絡調整	—
		5) 行方不明者の捜索	3-3-27
		6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達	3-3-1
		7) 物資等の供給	3-4-13, 3-4-18
		8) 福祉避難所の開設・運営	3-4-25
		9) 災害ボランティア	3-5-1
		10) 赤十字奉仕団の動員	3-5-1
11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	—		

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		12) り災証明の発行	4-1-2
		13) り災見舞金の募集および分配	3-5-7
		14) 救助費支給および救助費予算要求	3-2-19
		15) 生活再建に係る資金の支給・貸付	4-1-4
		16) 被災者に対する生活保護の適用	—
	高齢福祉推進班	1) 要支援者および要介護者の被害状況の調査報告	3-3-9
		2) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		3) 指定管理施設の配備体制に係る連絡等	3-2-2
		4) 指定管理施設の被害状況の調査報告	3-2-2
		5) 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告	3-2-2
		6) 要支援者等の社会福祉施設等への受入調整等	3-4-25
		7) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35
		8) 社会福祉班実施事項の応援	—
		9) 健康推進班実施事項の応援	—
	障害福祉班	1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2) 関係施設の被害状況の調査報告	3-2-2
		3) サービス等提供事業所の被害状況調査報告	3-2-2
		4) 在宅障害者の被害状況の調査報告	3-3-9
		5) 在宅障害者の社会福祉施設等への受入調整等	3-4-25
		6) 手話通訳等ボランティア確保等の調整	3-4-25
		7) 障害者福祉センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		8) 社会福祉班実施事項の応援	—
	健康推進班	1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2) 医療施設との連絡調整	3-3-25
		3) 救護班の編成および救護所の運営の調整	3-3-25
		4) 妊産婦の救護および傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整	3-3-25
		5) 救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整	3-3-25
		6) 予防接種	3-4-27
		7) 防疫班の編成	3-4-27
		8) 休日急病診療所の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		9) 避難住民の健康支援	3-4-27
	子ども未来部	部内各班共通	1) 子ども未来部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与。 3) 社会福祉班実施事項の応援
子ども・若者班		1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		2) 所管施設(東山児童館を除く。)の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
子育て支援班		1) 児童の災害対策	3-3-1, 3-5-13
		2) 被災児童の保護	4-1-4
		3) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
幼児班		1) 関係機関の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-5-13
		2) 被災園児等の保護	4-1-4
		3) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
発達支援センター班		1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
	2) 発達支援センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2	
幼稚園保育所班	1) 園児の避難誘導	3-5-13	

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		2) 保護者・地域等への連絡調整	3-5-13
		3) 幼稚園・保育所の災害対策	3-5-13, 3-5-14, 3-5-16
		4) 被災園児等の保護	4-1-4
観光文化戦略部	部内各班共通	1) 観光文化戦略部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与 3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	
	観光交流班	1) 観光資源、観光施設等の災害対策(応急・復旧対策含む)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		2) 観光客(訪日外国人含む)に対する安全確保	3-3-12
		3) 帰宅困難者対策(情報提供・誘導)	3-3-12
	エンタテインメント班	1) 部内の他班実施事項の応援	
文化財班	1) 文化財の災害対策		
文化振興班	1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策		
産業部	部内各班共通	1) 産業部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与	
	農林水産班	1) 農林水産関係被害状況の調査報告および災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-20, 3-3-21, 3-3-40, 3-4-5, 4-2-1, 4-3-2
		2) 農村環境改善センターの災害対策	3-2-2, 3-3-35, 4-3-1
		3) 農道等緊急輸送手段の確保	3-2-11
		4) 農業集落排水処理施設の災害	3-3-40, 3-4-5
		5) 財産区の災害対策	3-3-13
		6) 農林水産関係の食糧の確保	3-4-13
		7) 被害関係に対する融資の調査	4-2-1
		8) 風評被害対策	4-2-1
	地域経済振興班	1) 商工業関係の被害調査	3-2-2
		2) 中小企業関係の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整	3-2-2, 3-3-35, 4-3-1
		3) 被災商工業者等に対する金融調査	4-2-2
		4) 雇用の安定確保	4-1-4
5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策		3-3-12	
6) 風評被害対策。		4-2-1	
7) 農林水産班実施事項の応援。		—	
農業委員会班	1) 農業委員会関係の連絡調整 2) 農林水産班実施事項の応援	3-2-2 —	
建設部	部内各班共通	1) 建設部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与	
	建設管理班	1) 道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告	3-2-2, 3-3-32, 3-3-39
		2) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送の総括	3-2-11
		3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保	3-2-14
		4) 公共土木施設の復旧の総括(総括)	4-3-2
		5) 災害時の道路の交通規制、統制等交通	3-2-11
	道路河川班	1) 道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査	3-2-2, 3-3-32, 3-3-39
		2) 雨量および河川水位の記録	3-1-1, 3-1-5, 3-1-8
		3) 道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理	3-3-32, 3-3-35, 3-3-39, 3-3-42
		4) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送	3-2-11

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		5) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	3-2-23
		6) 公共土木施設の復旧	4-3-2
	市街地整備班	1) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地ならびに駅周辺地区における危険状況および被害状況の調査報告	3-2-2
		2) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-3-35, 4-3-2
		3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援	—
	建築班	1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		2) 避難所その他の仮設建築物の建築	3-5-11
		3) その他営繕	—
		4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援	—
	都市政策部	部内各班共通	1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導
2) リ災者の収容および収容施設の供与			
3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援			
都市計画班		1) 公園および街路樹の災害対策	3-2-2
		2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査	3-3-35, 3-3-38
建築指導班		1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査	3-3-35, 3-3-37, 3-3-42
		2) 被災建築物の復旧のための建築相談	3-3-37
		3) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関する事。	—
交通政策班		1) 交通途絶箇所および交通回路の情報収集等	3-2-11
		2) 災害時の交通規制の統制等交通対策	3-2-11
	3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保	3-2-15	
	4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2	
住宅班	1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2	
上下水道部	部内各班共通	1) 上下水道部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導	
		2) リ災者の収容および収容施設の供与	
		3) 部内の他班実施事項の応援。	
	上下水道総務班	1) 上下水道施設の被害の総合調整	3-2-2, 3-4-1, 3-4-3
		2) 上下水道施設の被害に関する市民への周知・広報	3-4-1, 3-4-3
		3) 上下水道職員の動員派遣	3-4-1, 3-4-3
		4) 上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達	4-3-2
	上下水道業務班	1) 上下水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-1, 3-4-3
		2) 機動給水および応急給水所の設置	3-4-11
		3) 上水道応急復旧資機材の確保	3-4-1
		4) 災害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等	4-1-5
	下水道建設班	1) 下水道施設の災害対策	3-4-3
		2) 下水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-3
3) 下水道機器および修理資材の確保		3-4-3	
4) 下水道施設の復旧		4-3-2	
上水道工務班	1) 上水道施設の災害対策	3-4-1	
	2) 上水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-1	
	3) 上水道施設に係る緊急処置および応急対策	3-4-1	
	4) 上水道施設の復旧	4-3-2	
教育部	部内各班共通	1) 教育部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導	
		1) 教育部内職員の動員派遣	3-5-14
		2) 教育財産の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-5-14, 4-3-2
		3) 教育関係義援金品の受領、保管および配分	3-5-6, 3-5-7
		4) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策	3-3-12

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		5) その他教育部の業務であって、他の班に属さないこと	—
	学校教育班	1) 学校教育財産を避難所に開放することについての協力	3-4-10
		2) 教育施設への避難情報等の周知および伝達	3-3-8, 3-4-10
		3) 被災児童生徒等に対する安全確保	3-5-13
		4) 学校給食センターの災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-5-18
		5) 被災児童生徒等に対する教育および保健	3-5-17
		6) 被災児童生徒等の学用品（災害救助法に基づく学用品の支給を含む。）	—
		7) 生涯学習班実施事項の応援。	—
	学校支援・人権・いじめ対策班	1) 学校教育班実施事項の応援	—
		2) 生涯学習班実施事項の応援	—
	生涯学習班	1) 社会教育施設および放課後児童クラブの災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-5-14, 4-3-2
		2) 公民館等の避難場所	3-3-8
		3) 学校教育班実施事項の応援	—
	学校 I C T 推進班	1) 学校教育班実施事項の応援	—
		2) 生涯学習班実施事項の応援	—
	彦根城博物館班	1) 彦根城博物館の災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-5-14, 4-3-2
2) 学校教育班実施事項の応援		—	
図書館班	1) 図書館の災害対策（応急対策および復旧対策を含む。）	3-5-14, 4-3-2	
	2) 教育総務班実施事項の応援	—	
消防部	消防総務班	1) 職員の参集状況の確認	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2) 消防団の出動状況の把握	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 消防関係機関との連絡	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 消防用資機材の調達および補給	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		5) 消防職団員の食糧、飲料水および医薬品の調達および供給	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		6) 部内の他班に属さないこと	—
	予防班	1) 災害に関する情報の収集および整理	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2) 広報および宣伝	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	警防班	1) 消防活動	3-3-20, 3-3-45, 3-3-45, 3-3-57
		2) 特別部隊	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 応援要請	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 応援部隊に対する誘導および指示	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	通信指令班	1) 消防無線の運用および通信統制	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2) 情報の受理ならびに指示および命令の伝達	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 非常招集	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 部隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57

部	班	事務分掌	活動手順の頁
消防署班		1) 情報収集および報告	3-2-2
		2) 参集員の把握および出動隊の編成	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 消防隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 災害防御	3-3-6
		5) 人命救助および避難	3-3-6, 3-3-9, 3-3-13, 3-3-16
		6) 行方不明者の搜索	3-3-27
		7) 現場広報	3-3-6, 3-3-13, 3-3-16
		8) 応急救護所の設置	3-3-13
		9) 資機材等の運搬	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		10) 消防資機材の保全	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		11) 指揮隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
病院部	病院事務局	1) 各種施設等の避難対策	3-3-11
		2) 病院等の被災状況の把握	3-2-2, 3-3-27
		3) 災害による傷病者の救護	3-3-22, 3-3-25
		4) 移送体制の確保	3-3-25
		5) 医薬品、衛生材料等の確保および調達	3-3-22
		6) 病院施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	4-3-2

支部	事務分掌	活動手順の頁
鳥居本支部 河瀬支部 亀山支部 高宮支部 稲枝支部	1) 本部との連絡	—
	2) 支部管内地区住民に対する災害広報活動	3-2-7
	3) 災害予報および災害状況の即報	3-2-2
	4) 応援班および救護班の出動要請	3-2-2
	5) 消防分団その他民間救助団体との連絡	3-2-2
	6) 避難所および相談所	3-3-8, 3-4-9
	7) 埋火葬	3-3-30
	8) その他特命事項	—

※災害時の初動期に職員のとるべき行動等の詳細は「彦根市職員災害時初動マニュアル」による

※緊急初動対策チームの活動の詳細は「緊急初動対策チーム活動マニュアル」による

※他班の応援が事務分掌の班は、応援する班の内容を参照する

第2節 救助救急対策

発災直後 ～ 3日後	(1) 救助救急活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	救助・救急活動体制を確立する	消防部	3-3-9	3-3-13
	2 <input type="checkbox"/>	救助資機材を確保する	消防部		
	3 <input type="checkbox"/>	救助・救急活動を行う	消防部		

第3節 消火活動

発災直後 ～ 3日後	(1) 消火活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	消火活動体制を確立する	消防部	3-3-11	3-3-16
	2 <input type="checkbox"/>	消火広報を行う	消防部		
	3 <input type="checkbox"/>	消火活動を行う	消防部		

第4節 水防活動

発災前 ～ 1日後	(1) 緊急調査の実施		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	所管施設の緊急調査の実施体制を確立する	建設部 産業部	3-3-14	3-3-20
	2 <input type="checkbox"/>	所管施設の緊急調査を実施する	建設部 産業部		
↓					
1日後 ～ 1か月後	(2) 応急措置の実施		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	所管施設の応急措置の実施体制を確立する	建設部 産業部	3-3-14	3-3-21
	2 <input type="checkbox"/>	所管施設の応急措置を行う	建設部 産業部		

第5節 医療救護対策

発災直後 ～ 3日後	(1) 医療救護体制の確立		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	応急医療体制を確保する	福祉保健部 病院部	3-3-16	3-3-22
	2 <input type="checkbox"/>	救護所を設置する	福祉保健部		
	3 <input type="checkbox"/>	医薬品、衛生材料を確保する	福祉保健部 病院部		
↓					
発災直後 ～ 2か月後	(2) 医療救護活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	医療救護活動を実施する	福祉保健部 病院部	3-3-18	3-3-25
	2 <input type="checkbox"/>	移送体制を確保する	福祉保健部 病院部		

第6節 行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等

発災直後 ～ 10日後	(1) 行方不明者の捜索		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	行方不明者の捜索実施体制を確立する	市民環境部 消防部	3-3-20	3-3-27
<input type="checkbox"/> 2	行方不明者を捜索する	市民環境部 福祉保健部 消防部			
発災直後 ～ 10日後	(2) 遺体の収容		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	遺体の収容実施体制を確立する	市民環境部	3-3-20	3-3-28
<input type="checkbox"/> 2	遺体の収容・安置を行う	市民環境部			
発災直後 ～ 10日後	(3) 遺体の火葬		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	遺体の火葬計画を作成する	市民環境部	3-3-21	3-3-30
<input type="checkbox"/> 2	遺体の火葬を行う	市民環境部			

第7節 二次災害防止活動

1日後 ～ 1か月後	(1) 道路施設の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	所管する道路、橋りょうの緊急点検調査を実施する	建設部 都市政策部	3-3-23	3-3-32
<input type="checkbox"/> 2	所管する道路、橋りょうの応急復旧を行う	建設部 都市政策部			
1日後 ～ 1か月後	(2) 公共施設の危険度判定および応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	公共施設の危険度判定調査を実施する	総務部 建設部 都市政策部	3-3-23	3-3-35
<input type="checkbox"/> 2	公共施設の応急復旧を行う	総務部 建設部			
1日後 ～ 1か月後	(3) 一般建築物、宅地等の危険度判定		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	都市政策部	3-3-24	3-3-37
	<input type="checkbox"/> 2	被災建築物応急危険度判定実施本部を運営する	都市政策部		
	<input type="checkbox"/> 3	被災建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する	都市政策部		
	<input type="checkbox"/> 1	被災宅地危険度判定実施本部を設置する	都市政策部		
	<input type="checkbox"/> 2	被災宅地危険度判定実施本部を運営する	都市政策部		
<input type="checkbox"/> 3	被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	都市政策部			

1日後 ～ 1か月後	(4) 河川管理施設等の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	所管する河川管理施設等の緊急点検調査を実施する	建設部	3-3-26	3-3-39
	2 <input type="checkbox"/>	所管する河川管理施設等の二次災害防止措置を行う	建設部		

1日後 ～ 1か月後	(5) 農業関係施設の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施する	産業部	3-3-26	3-3-40
	2 <input type="checkbox"/>	所管する農業用施設等の二次災害防止措置を行う	産業部		

1日後 ～ 1か月後	(6) 土砂災害に関する応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	土砂災害の緊急点検調査を実施する	建設部	3-3-27	3-3-42
	2 <input type="checkbox"/>	土砂災害の二次災害防止措置を行う	建設部		

1日後 ～ 1か月後	(7) 危険物施設の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する	消防部	3-3-27	3-3-43
	2 <input type="checkbox"/>	危険物施設等の応急対策を実施する	消防部		

第 8 節 事故への対応

発災直後 ～ 災害終了	(1) 事故情報の収集・連絡		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	火災の発生や人的被害の概況について、調査する	消防部	3-3-30	3-3-45
	2 <input type="checkbox"/>	被害情報を収集、整理する	全ての部		
	3 <input type="checkbox"/>	県、消防庁に被害情報を報告する	市長直轄組織		

発災直後 ～ 災害終了	(2) 事故災害対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	必要に応じて、緊急活動を実施する	市長直轄組織 企画振興部 市民環境部 消防部 病院部	3-3-30	3-3-57

第9節 原子力災害への対応

発災直後 ～ 1週間後	(1) 緊急時モニタリング		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	緊急時モニタリングを実施する	市長直轄組織 市民環境部 福祉保健部	3-3-32	3-3-62
発災直後 ～ 1週間後	(2) 避難および屋内退避等の防護措置		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	避難および屋内退避等の伝達内容を確認する	市長直轄組織	3-3-32	3-3-64
	2 <input type="checkbox"/>	市民に対して避難および屋内退避等を伝達する	市長直轄組織 市民環境部 福祉保健部		
3 <input type="checkbox"/>	必要に応じて、市外に避難する	市長直轄組織 企画振興部 市民環境部 福祉保健部 都市政策部			
発災直後 ～ 1週間後	(3) 安定ヨウ素剤の服用		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	安定ヨウ素剤の配布準備を行う	市長直轄組織 福祉保健部 病院部	3-3-33	3-3-66
2 <input type="checkbox"/>	安定ヨウ素剤を配布する	福祉保健部 病院部			
1日後 ～ 1か月後	(4) 原子力災害に関する相談対応等		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	原子力災害に関する相談窓口を開設する	市長直轄組織 人事部 企画振興部 市民環境部 産業部 上下水道部	3-3-33	3-3-67
	2 <input type="checkbox"/>	原子力災害に関する相談窓口を運営する	市長直轄組織 人事部 企画振興部 市民環境部 産業部 上下水道部		
3 <input type="checkbox"/>	風評被害などの影響を削減する	産業部			
1日後 ～ 1か月後	(5) 飲食物の摂取制限等		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する	企画振興部 福祉保健部 産業部 上下水道部	3-3-34	3-3-69
1日後 ～ 1か月後	(6) 原子力災害医療		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	県が実施する原子力災害医療に協力する	福祉保健部 病院部	3-3-34	3-3-70
1日後 ～ 1か月後	(7) 業務継続に係る措置		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	行政機関の庁舎を移転し業務を継続する	全ての部	3-3-34	3-3-72

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 動員配備基準表

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害対応	複数の中規模災害対応	大規模災害対応
体制	警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
次の配備基準に達した場合は、市長に具申する。					
配備基準	<p>A</p> <p>ア 次の警報の1以上が本市に発表されたとき</p> <p>①大雨警報（浸水害、土砂災害）</p> <p>②暴風警報</p> <p>③洪水警報</p> <p>イ 次の注意報等の1以上が本市に発表され、危機管理監・危機管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>①大雨注意報</p> <p>②洪水注意報</p> <p>③大雪警報・暴風雪警報</p> <p>B</p> <p>ア 土砂災害が発生したとき</p> <p>イ 土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>ウ その他本市において土砂災害の危険が高いと判断され、危機管理監・危機管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>C</p> <p>自主避難施設の開設が必要と見込まれるとき</p>	<p>ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・人事部長・建設部長・消防長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>①大雨警報（浸水害、土砂災害）</p> <p>②暴風警報</p> <p>③洪水警報</p> <p>④大雪警報・暴風雪警報</p> <p>イ 河川水位が避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が予想されるとき</p>	<p>ア 気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報およびその他の注意報が発表され、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。</p> <p>イ 気象業務法に基づく大雨・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき。</p> <p>ウ 大規模な地震、火災、爆発、水難事故等が発生し、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。</p> <p>エ その他災害救助法による救助を要する災害が発生したとき</p>		

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号			警戒第2号			災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備						
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員			本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員								
事務局	—			本部事務局長、危機管理班（全員）、 秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、広報戦略班			本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）								
各所属	—			各支部長 各施設長			病院長 部長付き 各支部長、各施設長								
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）								
企画振興部	—	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定された 職員 <input type="checkbox"/> 秘書班 <input type="checkbox"/> 企画班、まちづくり推進班、情報政 策班、広報戦略班、人権政策班、人 権・福祉交流会館班 <input type="checkbox"/> スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務 班、国スポ・障スポ競技班 <input type="checkbox"/> 総務班（班編成）、公有財産管理班（班 編成）、財政班、税務班、債権管理班、 契約監理班、臨時特別給付金班、議 会班、出納・監査班、 <input type="checkbox"/> 人事班、働き方・業務改革推進班 <input type="checkbox"/> 生活環境班、ライフサービス班、保 険年金班、清掃センター班 <input type="checkbox"/> 社会福祉班、障害福祉班、健康推進 班、高齢福祉推進班 <input type="checkbox"/> 子ども・若者班、子育て支援班、幼 児班、発達支援センター班、幼稚園 保育所班 <input type="checkbox"/> 観光交流班、エンタテインメント班、 文化財班、文化振興班 <input type="checkbox"/> 農林水産班、地域経済振興班、農業 委員会班、 <input type="checkbox"/> 建設管理班、道路河川班、市街地整 備班、建築班 <input type="checkbox"/> 都市計画班、建築指導班、交通政策 班、住宅班 <input type="checkbox"/> 上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班 <input type="checkbox"/> 教育総務班、学校教育班、学校支援・ 人権・いじめ対策班、生涯学習班、学 校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図 書館班 <input type="checkbox"/> 支所・出張所 <input type="checkbox"/> 左記※1 <input type="checkbox"/> 左記※2			原則として各所属 2名以上の職員（課長 補佐級以上の職員を 含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部（全 員）			各所属職員の 1/2 程度（係長級 以上の職員を含む） ※4 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部（全 員）			全員		
スポーツ部	—	※1	※2												
総務部	—	※1	※2												
人事部	—	※1	※2												
市民環境部	—	※1	※2												
福祉保健部	—	※1	※2												
子ども未来部	—	※1	※2												
観光文化戦略部	—	※1	※2												
産業部	—	—	※2												
建設部	道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員		※2												
都市政策部	都市政策部（風水雪 害時）のあらかじめ指 定された職員		※2												
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指定 された職員		※2												
教育部	—	※1	※2												
消防部	警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員		—	【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】											
病院部	—	—	—	□病院事務局班			上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員						
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）											

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種類により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 警戒第2号動員班

<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班</p> <p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>

※2 風水雪害時の参集時の注意点

<p>(1) 参集方法 勤務時間内に災害配備体制がとられた場合は、動員職員は、直ちに勤務場所に参集する。 勤務時間外に参集する職員は、できるかぎり早く配備に就ける方法で参集する。(家族の身の安全を事前に指示しておくこと。)</p> <p>なお、災害時には河川増水などによる道路・橋の寸断や交通渋滞の可能性があるので自動車の使用は控え、状況に応じて、徒歩、自転車やバイクを利用して参集すること。</p> <p>(2) 参集時の注意事項</p> <p>ア 参集者の服装・携行品 応急活動に適した服装を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、水筒、食糧、その他非常用品等を携行する。ただし、浸水地域での移動が困難になるため長靴は不可とし、履きなれたスニーカーなどを使用すること。</p> <p>イ 参集途中の緊急措置 参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報する</p> <p>ウ 被害状況の報告 参集途中で知り得た被害状況等の情報を、その他被害状況等の情報を含め「参集途上情報報告書」(資料編 P7-2-3 参照)により、所属長等を通じて本部連絡員ほか本部に報告する。 ※河川の水位や小河川・農業排水路などの浸水状況、道路の冠水状況などをできるかぎり確認</p> <p>(3) 自主参集 職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、または発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じ所属長と連絡のうえ、または自らの判断により、速やかに勤務場所に参集することを心掛ける。</p> <p>(4) 交通途絶時の参集 勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、最寄りの各支所、出張所に参集し、当該機関の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。</p> <p>(5) 動員状況の把握・報告 各本部員は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握し「職員動員・活動報告書」(資料編 P7-2-2 参照)にまとめて、必要に応じて速やかに市本部長に報告する。 人事班は、各班の報告に基づき職員の動員配備状況を集計する。</p>
--

※3 市域の状況に関する情報の種類

種類	照会および入手先	市の担当
雨量	関係機関・現場	道路河川班
河川の状況、河川水位	上下流水防管理者 関係機関・役場	道路河川班・消防本部
樋門、水門、堰の放流状況	水利組合・農業組合・自治会等	農林水産班(犬上川以南) 道路河川班(犬上川以北)
ダムの放流状況	各ダム管理事務所	危機管理班
交通規制等の状況	警察他	建設管理班・交通政策班・消防本部
ライフラインの状況	各施設管理者	危機管理班

風水害対策		地震災害対策		大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通	
		3-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	収集した情報を整理する		3-1-30	—
4	警戒体制を解除する	4-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 建設管理班	整理された情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、建設管理課長、警防課長とが協議を行い、体制の解除を検討する		3-1-30	—
		4-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する		3-1-30	—
		4-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	体制の移行が必要なときは、危機管理監、総務部長、建設部長、消防長に協議を依頼する		3-1-30	—

<関係機関> 気象台 県	<備考> ※1 動員配備基準表 ※2 動員配備体制表 *地震関係【資料編 P1-5-1 参照】 *災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-1 参照】
--------------------	---

※1 動員配備基準表

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害対応	複数の中規模災害対応	大規模災害対応
体制	警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	市域に【震度4】以上の地震が発生したとき	ア 市域に【震度5弱】の地震が発生したとき イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき、または、その他の場合で、危機管理監が、必要と認めたとき	—	市域に【震度5強】の地震が発生したとき	市域に【震度6弱】以上の地震が発生したとき

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号			警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員	本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	—			本部事務局長、危機管理班（全員）、 秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、広報戦略班	本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	—			各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）	□危機管理班（全員）		各所属職員の1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部（全 員）
企画振興部	—	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定された 職員 □秘書班	原則として各所属 2名以上の職員（課長 補佐級以上の職員を 含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員）		
スポーツ部	—	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報政 策班、広報戦略班、人権政策班、人 権・福祉交流会館班			
総務部	—	※1	※2	□スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務 班、国スポ・障スポ競技班			
人事部	—	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理班（班 編成）、財政班、税務班、債権管理班、 契約監理班、臨時特別給付金班、議 会班、出納・監査班、			
市民環境部	—	※1	※2	□人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、保 険年金班、清掃センター班			
福祉保健部	—	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推進 班、高齢福祉推進班			
子ども未来部	—	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、幼 児班、発達支援センター班、幼稚園 保育所班			
観光文化戦略部	—	※1	※2	□観光交流班、エンタテインメント班、 文化財班、文化振興班			
産業部	—	—	※2	□農林水産班、地域経済振興班、農業 委員会班、 □建設管理班、道路河川班、市街地整 備班、建築班			
建設部	道路河川班（震災・ 風水被害時）、建設管 理班（震災・風水被害 時）のあらかじめ指定 された職員			※2			
都市政策部	都市政策部（風水雪 害時）のあらかじめ指 定された職員			※2			
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指定 された職員			※2			
教育部	—	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、幼 児班、発達支援センター班、幼稚園 保育所班 □支所・出張所 □左記※1 □左記※2			
消防部	警防班（風水被害 時）のあらかじめ指定 された職員			—	【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】		
病院部	—	—	—	□病院事務局班	上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）			

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種類により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

※1 警戒第2号動員班

<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班</p> <p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>

風水害対策		地震災害対策		大規模事故災害対策		原子力災害対策		各対策共通	
(3) 災害対策本部体制の活動									
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了							
業務		手順	担当班	実施内容		本編のページ	資料編のページ		
1	地震発生情報等を把握する	1-1 <input type="checkbox"/>	全ての班	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する		3-1-29	1-5-1		
		1-2 <input type="checkbox"/>	全ての班	市域の震度に応じた配備体制（災害対策本部体制2号または3号）を確認する		3-1-29	-		
		1-2 <input type="checkbox"/>	全ての班	市域の震度が5強のときは災対2号配備職員、6弱以上のときは災対3号配備職員はただちにあらかじめ定めた参集場所に参集する		3-1-29	-		
2	災害対策本部体制を確立する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により各部・次長に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）		3-1-31	-		
		2-2 <input type="checkbox"/>	全ての班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	勤務時間外の場合は、総務チーム、情報チーム、緊急対策チーム、広報チームからなる緊急初動対策チームを編成する		3-1-31	-		
		2-3 <input type="checkbox"/>	人事班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	動員状況を把握する		3-1-31	7-2-2		
3	緊急初動活動を行う	3-1 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	庁舎の安全を確認するとともに、庁舎設備の機能を確保する		3-1-31	-		
		3-2 <input type="checkbox"/>	教育総務班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	避難所施設の安全確認を行い、避難所の開設可否を判断し、可能なときは避難所を開設する		3-1-31	-		
		3-3 <input type="checkbox"/>	全ての班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	火災、建物、道路、橋りょう、ライフライン、救急救助、避難施設の状況、市有施設等に関する情報を収集し、整理する		3-1-31	7-2-3		
		3-4 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	整理された情報をもとに、被害状況、避難に関する事項、市の応急対策実		3-1-31	-		

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

			別に応じた関係部長に協議を依頼する	
--	--	--	-------------------	--

<関係機関> 県	<備考> ※1 初動体制 ※2 動員配備基準表 ※3 動員配備体制表 *災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-1 参照】
-------------	--

※1 初動体制

(1) 初動 本市および隣接市町において、大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがある場合は、その後の活動を滞りなく実施するため直ちに初動体制を敷き、初期の応急対策を実施する活動体制をとる。 (2) 初期の防災活動の実施 初動応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。 ア 事故情報の収集および伝達に関すること イ 医療・救助に関すること ウ 避難に関すること エ その他必要と認めること また、被害状況に応じて事故災害警戒本部の設置が必要と市長が判断した場合は、速やかに市役所本庁舎4階災害対策本部室に事故災害警戒本部を設置する。 (3) 体制 消防長・署長・消防本部・署（初動対応各所属） 危機管理監・総務部長・次長・副参事・危機管理課長・危機管理課員等

※2 動員配備基準表

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害 対応	複数の中規模 災害対応	大規模災害 対応
体制	警戒体制	事故災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	市および隣接市町において大規模な事故災害の発生を確認したとき	大規模な事故災害による相当の被害や予想されるとき	ア 大規模な事故災害による相当の被害があるとき イ 災害救助法の適用が見込まれるとき		

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号			警戒第2号		災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員		本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	—			本部事務局長、危機管理班（全員）、 秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、広報戦略班		本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	—			各支部長 各施設長		病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
	1	2	3					
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員） 次の部・班のあらかじめ指定された 職員		□危機管理班（全員）		各所属職員の1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部（全 員）
企画振興部	—	※1	※2	□秘書班		原則として各所属 2名以上の職員（課長 補佐級以上の職員を 含む） ※3		
スポーツ部	—	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報政 策班、広報戦略班、人権政策班、人 権・福祉交流会館班				
総務部	—	※1	※2	□スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務 班、国スポ・障スポ競技班				
人事部	—	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理班（班 編成）、財政班、税務班、債権管理班、 契約監理班、臨時特別給付金班、議 会班、出納・監査班、				
市民環境部	—	※1	※2	□人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、保 険年金班、清掃センター班				
福祉保健部	—	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推進 班、高齢福祉推進班				
子ども未来部	—	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、幼 児班、発達支援センター班、幼稚園 保育所班				
観光文化戦略部	—	※1	※2	□観光交流班、エンタテインメント班、 文化財班、文化振興班				
産業部	—	—	※2	□農林水産班、地域経済振興班、農業 委員会班、				
建設部	道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員		※2	□建設管理班、道路河川班、市街地整 備班、建築班				
都市政策部	都市政策部（風水雪 害時）のあらかじめ指 定された職員		※2	□都市計画班、建築指導班、交通政策 班、住宅班				
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指定 された職員		※2	□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班				
教育部	—	※1	※2	□教育総務班、学校教育班、学校支援・ 人権・いじめ対策班、生涯学習班、学 校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図 書館班				
消防部	警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員		—	【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」に基づく】				
病院部	—	—	—	□病院事務局班	上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員	
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）				

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(2) 事故災害警戒本部（警戒 2 号体制）の活動					
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 事故災害警戒本部体制（警戒 2 号体制）を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	把握された事故に関する情報や報道されている情報等をもとに、危機管理監、総務部長、消防長ほか災害種別に応じた関係部長とが協議を行い、必要な体制を検討する	3-1-35	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	事故の状況等を市長に報告し、配備体制の発令について具申する	3-1-35	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（警戒 2 号体制）を確認する	3-1-35	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-35	7-2-1
	1-5 <input type="checkbox"/>	人事班	動員状況を把握する	3-1-35	7-2-2
2 情報収集・整理・伝達を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	警戒第 2 号動員班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する	3-1-35	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	警戒第 2 号動員班	異常があるときは、危機管理班に報告する	3-1-35	7-2-3
	2-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	収集した情報を整理する	3-1-35	—
3 事故災害警戒本部を設置する	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市長の決定を受け、市役所本庁舎 4 階災害対策本部室に彦根市事故災害警戒本部を設営する	3-1-35	—
	3-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	事故災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-35	—
	3-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	事故災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-35	3-1-1
	3-4	広報戦略班	事故災害警戒本部設置について市民	3-1-35	—

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

		<input type="checkbox"/>		に広報する		
4	事故災害警戒本部を運営する	4-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-35	—
		4-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	本部長の判断を受け、事故災害警戒本部会議の開催準備を行う	3-1-35	—
		4-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	事故災害警戒本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-35	—
		4-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-35	3-1-1
		4-5 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-35	—
5	事故災害警戒本部を閉鎖する	5-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-35	—
		5-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	事故災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への移行あるいは事故災害警戒本部の閉鎖を決定する	3-1-35	—
		5-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	事故災害警戒本部閉鎖について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-35	3-1-1
		5-4 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	事故災害警戒本部閉鎖について広報する	3-1-35	—
6	事故災害警戒本部体制（警戒2号体制）を解除する	6-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	本部長の判断を受け、警戒2号体制を解除する	3-1-35	—
		6-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により動員職員に警戒2号体制の解除を伝達する	3-1-35	—

<関係機関>	<備考> ※1 警戒第2号動員班 *彦根市災害通信連絡網【資料編 P3-1-1 参照】 *災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-1 参照】 *職員動員・活動報告書【資料編 P7-2-2 参照】 *参集途上情報報告書【資料編 P7-2-3 参照】
--------	---

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 警戒第2号動員班

市長直轄部：危機管理班、秘書班
 企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班
 スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班
 総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別
 給付金班、議会班、出納・監査班
 人事部：人事班、働き方・業務改革推進班
 市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
 福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班
 子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班
 観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班
 産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班
 建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班
 都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
 上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
 教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館
 班、図書館班
 消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班
 病院部：病院事務局班

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(3) 災害対策本部体制の活動						
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	災害対策本部体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（災害対策本部体制1号～3号）を確認する	3-1-36	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-36	7-2-1
		1-3 <input type="checkbox"/>	人事班	動員状況を把握する	3-1-36	7-2-2
2	災害対策本部を設置する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市役所本庁舎4階災害対策本部室に彦根市災害対策本部を設営する	3-1-36	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-36	7-4-1
		2-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-36	3-1-1
		2-4 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	災害対策本部設置について市民に広報する	3-1-36	—
3	災害対策本部を運営する	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-36	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	3-1-36	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-36	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-36	3-1-1
		3-5 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-36	—
4	災害対策本部を閉鎖する	4-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-36	—
		4-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する	3-1-36	—
		4-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害対策本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-36	3-1-1

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

		<input type="checkbox"/>				
4	警戒体制（警戒1号体制）を解除する	4-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 警防班	整理された情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、警防課長とが協議を行い、体制の解除を検討する	3-1-38	—
		4-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	3-1-38	—
		4-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	体制の移行が必要なときは、危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長に協議を依頼する	3-1-38	—

<関係機関> 県	<備考> ※1 動員配備基準表 ※2 動員配備体制表 *災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-1 参照】
-------------	---

※1 動員配備基準表

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害 対応	複数の中規模災害 対応	大規模災害 対応
体制	警戒体制	原子力災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	情報収集事態（フェーズ1）を確認したとき	警戒事態（フェーズ2）を確認したとき	—	施設敷地緊急事態（フェーズ3）を確認したとき	全面緊急事態（フェーズ4）を確認したとき

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号 (フェーズ1)	警戒第2号 (フェーズ2)	災対第2配備 (フェーズ3)	災対第3配備 (フェーズ4)
本部室	危機管理監	危機管理監 本部連絡員	本部長 副本部長 本部長付き 危機管理監 部長 本部付き 本部連絡員	
事務局	—	本部分務局長、危機管理班(全員)、秘書班、総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、広報戦略班	本部分務局長、危機管理班(全員)、秘書班、総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、広報戦略班(課長)	
各所属	—	各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長 各施設長	
市長直轄部	危機管理班(全員)	危機管理班(全員)	危機管理班(全員)	全員
企画振興部	—	次の部・班のあらかじめ指定された職員 □秘書班 □まちづくり推進班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班 □スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班 □総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班、 □人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、高齢福祉推進班、健康推進班 □子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班 □観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班 □農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班 □建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校ICT推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班	各所属職員の1/2程度の職員(係長級以上の職員を含む) 総務班(全員) 公有財産管理(全員)	
スポーツ部	—			
総務部	—			
人事部	—			
市民環境部	—			
福祉保健部	—			
子ども未来部	—			
観光文化戦略部	—			
産業部	—			
建設部	—			
都市政策班	—			
上下水道部	—			
教育部	—			
消防部	警防班	【別に定める「彦根市消防計画(第12章招集計画)」(消防本部策定)に基づく】		
病院部	—	□病院事務局班	各所属職員の1/2程度の職員(係長級以上の職員を含む)	全員

※現状の体制では、対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

第2章 活動体制の調整

第1節 情報の収集・伝達

<業務手順>

(1) 通信手段の確保						
業務実施時期		発災直後 ～ 3時間後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	災害対策本部の有線通信手段を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 情報政策班	固定電話、携帯電話、インターネット、県防災情報システム等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	3-2-1	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害時優先電話の切り換えを行い、各部に周知する	3-2-1	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班 情報政策班	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	3-2-1	—
2	無線の通信機能を確保する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	移動系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	3-2-1	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	通信指令班	消防無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	3-2-1	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班 通信指令班	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	3-2-1	—
3	有線電話および防災行政無線通信不能時の代替通信手段を確保する	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	衛星携帯電話を確保する	3-2-1	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	通信指令班	消防団バイク隊を運用する	3-2-2	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	通信指令班	必要に応じて、防災相互通信用無線電話の活用を検討する	3-2-2	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、県に対して、放送機関に放送を依頼する（このとき、市民に対し、災害用伝言サービスを利用することを周知する）	3-2-2	—
		3-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、伝令要員を非常通信協議会に属する機関に派遣する	3-2-1	—
		3-6 <input type="checkbox"/>	危機管理班	その他必要に応じて、アマチュア無線や移動通信機器および移動電源車の貸与制度の活用を検討する	3-2-2	—
<関係機関> 県 消防団			<備考> *彦根市防災行政無線局【資料編 P3-2-1 参照】			

(2) 被害の調査、報告および情報の整理						
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	所管する施設等の被害概況について、調査する	1-1 <input type="checkbox"/>	被害調査関係各班	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、被害の有無、被害概要等を把握する	3-2-2	7-1-109、 7-2-7
		1-2 <input type="checkbox"/>	被害調査関係各班	必要に応じて、市本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	3-2-3	7-2-6
		1-3 <input type="checkbox"/>	被害調査関係各班	所管する施設または施設周辺の被害概況等を「被害状況に関する調査報告書」に取りまとめ、自部署の情報統括班に報告する	3-2-3	7-2-6
2	所管する施設等の被害概況をとりまとめ、市本部に報告する	2-1 <input type="checkbox"/>	各部情報統括班	自部署の被害概況を「彦根市災害対策本部情報処理票」に取りまとめる	3-2-3	7-2-5
		2-2 <input type="checkbox"/>	各部情報統括班	被害概況等の取りまとめ結果を本部連絡員を通じて市本部に報告する	3-2-4	—
<関係機関>			<備考>			
			※1 被害調査関係各班 ※2 各部情報統括班 ※3 情報の収集・伝達に関する留意点 *災害の被害認定基準【資料編 P7-1-109 参照】 *彦根市災害対策本部情報処理票【資料編 P7-2-5 参照】 *被害状況に関する調査報告書【資料編 P7-2-6 参照】 *被害状況等の電話受信記録【資料編 P7-2-7 参照】			

※1 被害調査関係各班

住家等一般被害：税務班 自治会長から被害状況聴取：まちづくり推進班 市有財産被害：公有財産管理班 人権・福祉交流会館被害：人権政策班 環境衛生施設被害：生活環境班、清掃センター班 社会福祉施設被害（幼稚園・保育所を含む） ：社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、子ども・若者班、障害福祉班、幼稚園保育所班 医療関係被害：健康推進班 市立病院関係被害：病院事務局班 商工観光関係被害：地域経済振興班、観光交流班 農林水産被害：農林水産班 土木施設被害（都市施設、公営住宅含む）：道路河川班、都市計画班、交通政策班、建築班、住宅班 上水道施設被害：上水道工務班 下水道施設被害：下水道建設班 学校教育関係被害（幼稚園・保育所を除く）：教育総務班、学校教育班 社会教育施設被害（放課後児童クラブを含む） ：生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、文化財班、彦根城博物館班 文化財関係被害：文化財班 火災被害、人的被害：警防班、消防署班
--

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 各部情報統括班

市長直轄組織：危機管理班 企画振興部：企画班 スポーツ部：スポーツ振興班 総務部：総務班 人事部：人事班 市民環境部：ライフサービス班 福祉保健部：社会福祉班 子ども未来部：子ども・若者班 観光文化戦略部：観光交流班 産業部：農林水産班 建設部：建設管理班 都市政策部：都市計画班 上下水道部：上下水道総務班 教育部：教育総務班 消防部：消防総務班 病院部：病院事務局班
--

※3 情報の収集・伝達に関する留意点

<p>(1) 災害発生後1時間以内に「被害の有無に関する」情報を第一報として、本部に寄せること。なお、勤務時間外等は、各職員は庁舎等に参集する途中で被害状況の把握・収集に努め、庁舎等到着後速やかに報告することに努める。また、第一報以降については、当日中1時間ごと、2日目以降毎日午前中に「被害の有無に関する」情報その他必要な事項について、報告する。</p> <p>(2) 緊急な対応を要する被害状況に関する情報および対策上重要な施設の「対策遂行能力」等に関する情報については、未確認情報やデマと判断される情報についても必ず通報する。ただし、この場合「情報源」「未確認であること」「デマと判断されること」を付記する。</p> <p>(3) 情報連絡・要請等の伝達に当たっては、発信部名、発信者名、発信時刻を必ず明記する。特に市以外の機関・団体に向けたものについては、記載後再度確認し記載漏れのないよう努める。</p> <p>(4) 重要な情報については、口頭だけでなく、文書（メモ）、電子メール等複数のルートを使って伝達するものとする。特に庁内ネットワークパソコン設置施設・機関等については、これによる情報入力・送信を必ず行う。</p>

業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 火災の発生や人的被害の概況について、調査する	1-1 <input type="checkbox"/>	警防班 消防署班	通報、現地確認等により、火災の発生や人的被害等を把握する	3-2-2	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	警防班 消防署班	火災の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、消防総務班に報告する	3-2-3	—
2 火災の発生や人的被害の概況を取りまとめ、災害対策本部に報告する	2-1 <input type="checkbox"/>	消防総務班	火災の発生や人的被害の概況を取りまとめる	3-2-3	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	消防総務班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する	3-2-4	—
<関係機関> 消防団			<備考>		

(3) 被害情報の報告					
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 被害情報を収集、整理する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	各部が取りまとめた被災情報を収集する	3-2-4	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	3-2-4	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	3-2-4	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、庁内に被害調査室を設置する	3-2-4	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	3-2-4	7-1-85
2 県、消防庁に被害情報を報告する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 通信指令班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	3-2-5	7-1-85
	2-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班 通信指令班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	3-2-5	—
<関係機関> 県 消防庁			<備考> ※1 調査および報告の種類 ※2 被害情報の報告系統 ※3 報告の留意事項 *火災・災害等即報要領【資料編 P7-1-85 参照】 *災害即報事項例示【資料編 P7-1-107 参照】 *災害の被害認定基準【資料編 P7-1-109 参照】 *災害確定報告（第1号様式）【資料編 P7-1-111 参照】		

(4) 広報

業務実施時期 発災直後 ～ 災害終了

業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 広報活動実施体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	3-2-5	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	3-2-5	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	実施可能な広報手段を確認し、各部と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	3-2-5	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	3-2-5	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	必要と考えられる広報の文例を準備する	3-2-5	7-2-10
2 広報活動を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	関係各班、消防団、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	3-2-5	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送またはその他の応援広報を要請する	3-2-5	7-1-121
	2-3 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	必要に応じて、庁内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	3-2-5	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する	3-2-5	—

<p><関係機関> 報道機関 消防団</p>	<p><備考> ※1 主に広報すべき情報項目 ※2 防災関係機関における広報 ※3 放送機関に対する緊急警報放送の放送要請 *放送事業者との連携体制における連絡様式【資料編 P7-1-121 参照】 *広報文例【資料編 P7-2-10 参照】</p>
--------------------------------------	---

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 主に広報すべき情報項目

実施時期	おもな広報事項	広報手段
(災害発生当日から2〜3日目程度まで) 災害発生直後	ア 出火防止および初期消火の呼び掛け（地震の場合） イ 要配慮者保護および人命救助の協力呼び掛け ウ 緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請 エ 必要な区域もしくは施設に対する避難の指示 オ 市の活動体制および応急対策実施状況に関すること (ア) 市本部の設置、現地市本部の設置 (イ) 避難所、救護所の設置 (ウ) 県・国・自衛隊・関係機関の応援支援活動状況 (エ) 協力団体・広域的支援団体の活動状況 (オ) 救援対策および応急復旧対策実施に関するめやす カ 市の行う救援救助活動への協力の呼び掛け キ 安心情報 (ア) 「……………地区は被害なし。」 (イ) 「……………小学校児童は全員無事に……………へ避難」 (ウ) その他被害のない事実または軽微な事実を内容とする情報 ク 「災害用伝言ダイヤル（171）」および「災害用伝言板（web171）」利用の呼び掛け ケ 道路被害、土砂災害その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 コ 出所不明の情報に左右されないよう注意すべきことの呼び掛け	テレビ・ラジオなどの報道機関への協力依頼 Lアラート 広報車 住民組織を通じた伝達 インターネットの活用（市ホームページ、市メール配信システム） その他（アマチュア無線局への協力依頼など）
被害の状況が静穏化した段階 (3〜4日目以降開始)	ア 救援対策および応急復旧対策実施状況に関すること (ア) 避難所、福祉避難所開設状況 (イ) 救護所における医療サービス、保健サービス、こころのケア対策等業務内容に関すること (ウ) 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等） (エ) 応急給食・その他の救援活動の実施状況 (オ) 被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定の実施、被災建物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること (カ) 災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること (キ) 災証明書発行スケジュール イ 生活関連情報 (ア) 水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 (イ) 電気、ガス、電話、下水道の復旧状況（見込み） (ウ) 食糧品、生活必需品の供給状況 (エ) ごみ・し尿・がれきの収集計画および分別の徹底等協力要請 (オ) 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 (カ) 道路交通の規制状況および復旧状況（見込み） (キ) 代替公共交通手段の提供に関する情報 (ク) バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 (ケ) 医療機関の再開状況 ウ 安心情報 (ア) 「……………地区は被害なし。」 (イ) 「……………小学校児童は全員無事に……………へ避難」 (ウ) その他被害のない事実または軽微な事実を内容とする情報 エ 余震・土砂災害・危険建物その他人的危険回避のために必要な情報	テレビ・ラジオなどの報道機関への協力依頼 Lアラート 広報車 住民組織を通じた伝達 インターネットの活用（市ホームページ、市メール配信システム） 広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示
生活再建および被災地復旧に向かう段階 (7〜8日目以降開始)	ア 生活再建支援サービスに関すること (ア) り災証明書発行の受付開始・異議申立てに関すること (イ) 義援金の配分計画に関すること (ウ) 仮設住宅等住宅関連サービスの受付開始に関すること (エ) その他必要な生活再建支援サービスに関すること イ 生活関連情報 (ア) 水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 (イ) 電気、ガス、電話、下水道の復旧状況（見込み） (ウ) 食糧品、生活必需品の供給状況 (エ) ごみ・し尿・がれきの収集計画および分別の徹底等協力要請 (オ) 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 (カ) 道路交通の規制状況および復旧状況（見込み） (キ) 代替公共交通手段の提供に関する情報 (ク) バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 (ケ) 医療機関の再開状況 ウ その他	テレビ・ラジオなどの報道機関への協力依頼 Lアラート インターネットの活用（市ホームページ、市メール配信システム） 広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

※2 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を市本部に通知する。	
防災関係機関	関連注意事項
彦根警察署	交通規制状況および治安状況を重点に広報を分担し、随時広報活動を行う。
FMひこねコミュニティ放送（株） 日本放送協会大津放送局 びわ湖放送（株） （株）京都放送滋賀総局 （株）エフエム滋賀	災害時または災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。 市その他防災機関からの通報事項に対しては、臨時的措置を講じて一般に周知徹底する。
関西電力（株）	広報車および報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について市民への周知に努める。
大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部	広報車および報道機関等により、被害箇所の復旧見通しやガス漏れの事故防止について市民への周知に努める。
NTT西日本滋賀支店	広報車および報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について市民への周知に努める。
西日本旅客鉄道（株）彦根駅 近江鉄道（株）	被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示して一般への周知を図る。 災害時において市から災害広報資料の掲示を依頼されたときは、これに協力する。

※3 放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

<p>市本部は、災害に関して次に掲げる緊急事態で住民に周知徹底をする必要がある場合は、県を経由して（市と県が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。）エフエムひこねコミュニティ放送（株）、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送（株）、（株）京都放送、（株）エフエム滋賀に放送を求めることができる。</p> <p>この場合、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示する。</p> <p>*放送事業者との連携体制における連絡様式【資料編 P7-1-121参照】</p> <p>[参照] ・災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定…（県地域防災計画） ・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定……………（県地域防災計画） ・緊急警報放送の放送要請に関する覚書……………（県地域防災計画）</p>

(5) 広聴						
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	臨時相談窓口を設置する	1-1 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	臨時相談窓口専用スペースを確保する	3-2-6	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	3-2-6	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	各部から2名程度の広聴担当者の派遣を依頼する	3-2-6	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	広聴担当者の配置を確認し、市本部に臨時相談窓口の設置を報告する	3-2-6	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	広報戦略班に臨時相談窓口の設置に関する広報を依頼する	3-2-6	—
2	臨時相談窓口を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	広聴担当者が聴取した相談記録を整理する	3-2-6	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情報を関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	3-2-6	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	3-2-6	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	回答文例や関連文書を広聴担当者に配布する	3-2-6	—
3	臨時相談窓口を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	臨時相談窓口の閉鎖を検討する	3-2-6	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	本部の決定を受け、臨時相談窓口を閉鎖し、後片付けを実施する	3-2-6	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	広報戦略班に臨時相談窓口の閉鎖に関する広報を依頼する	3-2-6	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	臨時相談窓口専用スペースの原状回復を行い、本部に臨時相談窓口の閉鎖を報告する	3-2-6	—
<関係機関>			<備考>			

第2節 緊急輸送体制の整備

<業務手順>

(1) 緊急輸送ルートの確保						
業務実施時期		発生直後 ~ 1日後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	緊急輸送道路を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	緊急輸送道路となる所管道路の通行可否、通行状況等を調査する	3-2-9	4-5-1
		1-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う	3-2-9	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班	作業員が不足する場合は、市本部を通じて、(社)滋賀県建設業協会に協力を依頼する	3-2-9	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	緊急輸送道路の被災状況や通行可否を市本部、彦根警察署に報告する	3-2-9	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	建設管理班	緊急交通路の指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	3-2-9	—
		1-6 <input type="checkbox"/>	建設管理班	緊急輸送のために優先的に確保する路線を選定し、市本部に具申する	3-2-9	—
		1-7 <input type="checkbox"/>	建設管理班	緊急輸送のために優先的に確保する路線について、一般車両の通行を規制するよう、県公安委員会に依頼する	3-2-9	—
2	交通規制を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 交通政策班	国、県、中日本高道路(株)と連絡調整し、連絡担当者を相互に決めるとともに、道路状況について情報交換する	3-2-8	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 交通政策班	彦根警察署と連絡調整し、交通規制区域区間を確認し、迂回路等について他の道路管理者と調整する	3-2-8	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 交通政策班	交通規制区域内でとられる交通規制措置や迂回ルート等の案内看板を製作し、主要地点に設置する	3-2-8	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 交通政策班	交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等について整理する	3-2-8	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	建設管理班 交通政策班	広報戦略班に交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等の広報を依頼する	3-2-8	—

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

3	市内配送拠点を設置する	3-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班	災害規模、県の輸送拠点設置状況、提供される物資量等を勘案して、市内配送拠点の設置について検討する	3-2-9	4-6-14
		3-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市本部の判断に基づき、市内配送拠点の設置を決定し、施設管理者に開設を要請する	3-2-9	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	物資量により拠点が不足する場合は、民間事業者へ物流倉庫等の利用に関する協力を要請する	3-2-9	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班 社会福祉班 市社会福祉協議会	各市内配送拠点の開設・管理スタッフを確保する	3-2-9	—

<p><関係機関> 滋賀国道事務所 県 彦根警察署 中日本高速道路(株) (社) 滋賀県建設業協会</p>	<p><備考> ※1 道路応急復旧の優先順位 ※2 道路啓開作業の概要(災害発生初期) ※3 緊急輸送ネットワークのイメージ *緊急輸送道路【資料編 P4-5-1 参照】 *緊急輸送ネットワーク図【資料編 P4-5-3 参照】 *市内配送拠点【資料編 P4-6-14 参照】</p>
---	---

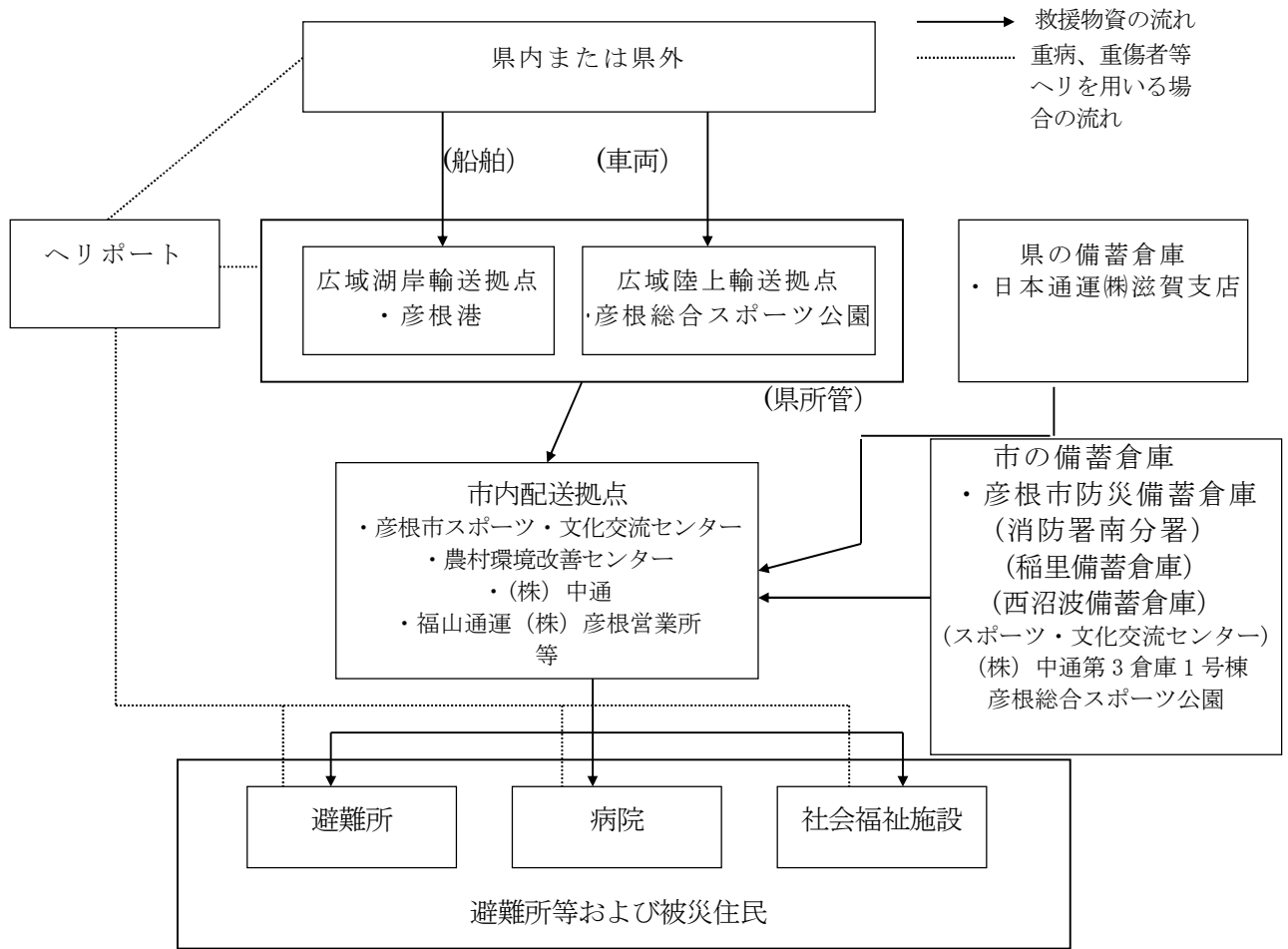
※1 道路応急復旧の優先順位

<p>ア 市が、救援活動のために特に重要であると指定した路線 イ 県指定第一次輸送道路 ウ 県指定第二次輸送道路 エ その他の路線 注) 市本部は、原則として緊急輸送道路と市の防災活動拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。ただし、国道・県道の管理者から緊急輸送道路のう回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。</p>
--

※2 道路啓開作業の概要(災害発生初期)

<p>原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるように応急復旧を行う。 ア 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・重機械等により道路端に移動し、堆積する。 イ 鉄骨性構造物は、切断し、道路端等へ移動し堆積する。 ウ 路上駐車および放置自動車の撤去については、小型車等は人力または軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。 エ 路面の陥没および亀裂については、土砂充填、アスファルトパッチング等を施し、自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。 オ 橋りょう取付部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な擦り付け工事等により、自動車走行に支障のない程度に応急復旧を施す。 カ がけ崩れにより生じた崩壊土については、重機械(ブルドーザー等)により崩壊土の除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。または路側に崩土防止柵を設置する。 キ 落下した橋りょうもしくはその危険があると認める橋りょうまたは被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上、通行止めもしくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。 なお、応急復旧は、落橋部分に木角材、H型鋼をかけ渡し敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</p>

※3 緊急輸送ネットワークのイメージ



(2) 緊急輸送手段の確保					
業務実施時期		1日後 ～ 災害終了			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 車両・燃料を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	市有車両の被害状況を確認し、各部の必要車両数等を把握する	3-2-9	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	各部の必要車両を調整し、市有車両を適切に配分する	3-2-9	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	市保有車両のみでは災害応急対策を実施することが困難な場合は、不足する車両を整理し、一括で車両を借上げる	3-2-9	4-5-5
	1-4 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	車両の借上げでも不足する場合は、危機管理班に応援協定先、県、他自治体等への応援要請を依頼する	3-2-9	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	契約監理班 公有財産管理班	必要に応じて、燃料等供給業者に燃料の調達に関する協力を要請する	3-2-10	2-2-1
2 緊急通行車両を確保する	2-1 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	事前登録された緊急通行車両および規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	3-2-9	7-1-112
	2-2 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	県公安委員会に緊急通行車両および除外車両として追加登録が必要な車両の申請を行う	3-2-9	7-1-112
	2-3 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	追加登録された緊急通行車両および規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	3-2-9	—
3 航空機（ヘリコプター）による輸送手段を確保する	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	車両による輸送が困難な場合や緊急性を要する場合等は、航空輸送の協力要請を検討する	3-2-10	—
	3-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、消防部、県、彦根警察署、自衛隊等と連絡調整し、ヘリコプターの応援可否を確認する	3-2-10	—
	3-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	応援可能機関との調整を受けて、臨時ヘリポート予定地の施設管理者と連絡調整し、臨時ヘリポート開設の可否を確認する	3-2-10	4-7-1
	3-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	臨時ヘリポート開設の可否や施設周辺の被害状況、ホイスト地点等の必要地、輸送ルートを勘案して、臨時ヘリポートの開設場所を決定する	3-2-10	—
	3-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	消防部および臨時ヘリポートの施設管理者に臨時ヘリポートの開設を依頼する	3-2-10	—
	3-6 <input type="checkbox"/>	危機管理班	臨時ヘリポートの開設準備が整ったことを応援可能機関に報告する	3-2-10	—

第3章 人命の確保

第1節 避難行動

<業務手順>

(1) 避難指示等の発令					
業務実施時期		【風水雪害】発生前 ～ 発生直後 【地震・事故】発災直後 ～ 3時間後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 避難指示等の発令について検討する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	避難指示等の判断に関わる情報（気象、水位、土砂災害警戒情報、災害情報等）を把握する	3-3-1	3-3-1
	1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、緊急避難場所、避難所の開設状況や被害状況等を確認する	3-3-1	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、気象台や県の助言を求め、情報を総合的に勘案して、避難指示等の種類、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	3-3-1	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	本部長が判断したとき、または知事、警察官、自衛官等の避難指示を受けたときは、広報戦略班に避難指示等の伝達を依頼する	3-3-1	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	避難指示等の発令を各部、県、防災関係機関に報告する	3-3-1	3-1-1
2 避難指示等を伝達する	2-1 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	避難指示等の種類や緊急度に応じて伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	3-3-2	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	伝達文等を作成し、複数の伝達手段で避難指示等を伝達する	3-3-2	7-2-10
	2-3 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	3-3-2	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	必要に応じて、エフエムひこね、NHK天津放送局その他報道機関に避	3-3-2	2-3-1、 7-1-121

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

				難指示等の放送を依頼する		
3	避難行動要 支援者に避 難指示等を 伝達する	3-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 子育て支援班 幼児班 子ども・若者班 障害福祉班 健康推進班 高齢福祉推進班	福祉保健部および子ども未来部内で 避難行動要支援者の支援体制を確立 する	3-3-4	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 子育て支援班 幼児班 子ども・若者班 障害福祉班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難指示等の対象地域の避難行動要 支援者名簿を準備する	3-3-4	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 子育て支援班 幼児班 子ども・若者班 障害福祉班 健康推進班 高齢福祉推進班	彦根警察署、市社会福祉協議会、自 治会・自主防災組織、民生委員・児 童委員等と連携し、避難指示等の対 象地域の避難行動要支援者に避難指 示等の情報を伝達する	3-3-4	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 子育て支援班 幼児班 子ども・若者班 障害福祉班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難がより危険を招くと判断される ときは、屋内安全確保に関する措置 を指示する	3-3-4	—
4	要配慮者利 用施設に避 難指示等を 伝達する	4-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 子育て支援班 幼児班 子ども・若者班 障害福祉班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難指示等の対象地域に要配慮者利 用施設があるときは、該当する施設 とその避難先を確認する	3-3-5	4-6-1
		4-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 子育て支援班 幼児班 子ども・若者班 障害福祉班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難指示等の対象地域にある要配慮 者利用施設の施設管理者に避難指示 等を伝達する	3-3-5	—
		4-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 子育て支援班 幼児班 子ども・若者班 障害福祉班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難がより危険を招くと判断される ときは、屋内安全確保に関する措置 を指示する	3-3-5	—

第3節 消火活動

<業務手順>

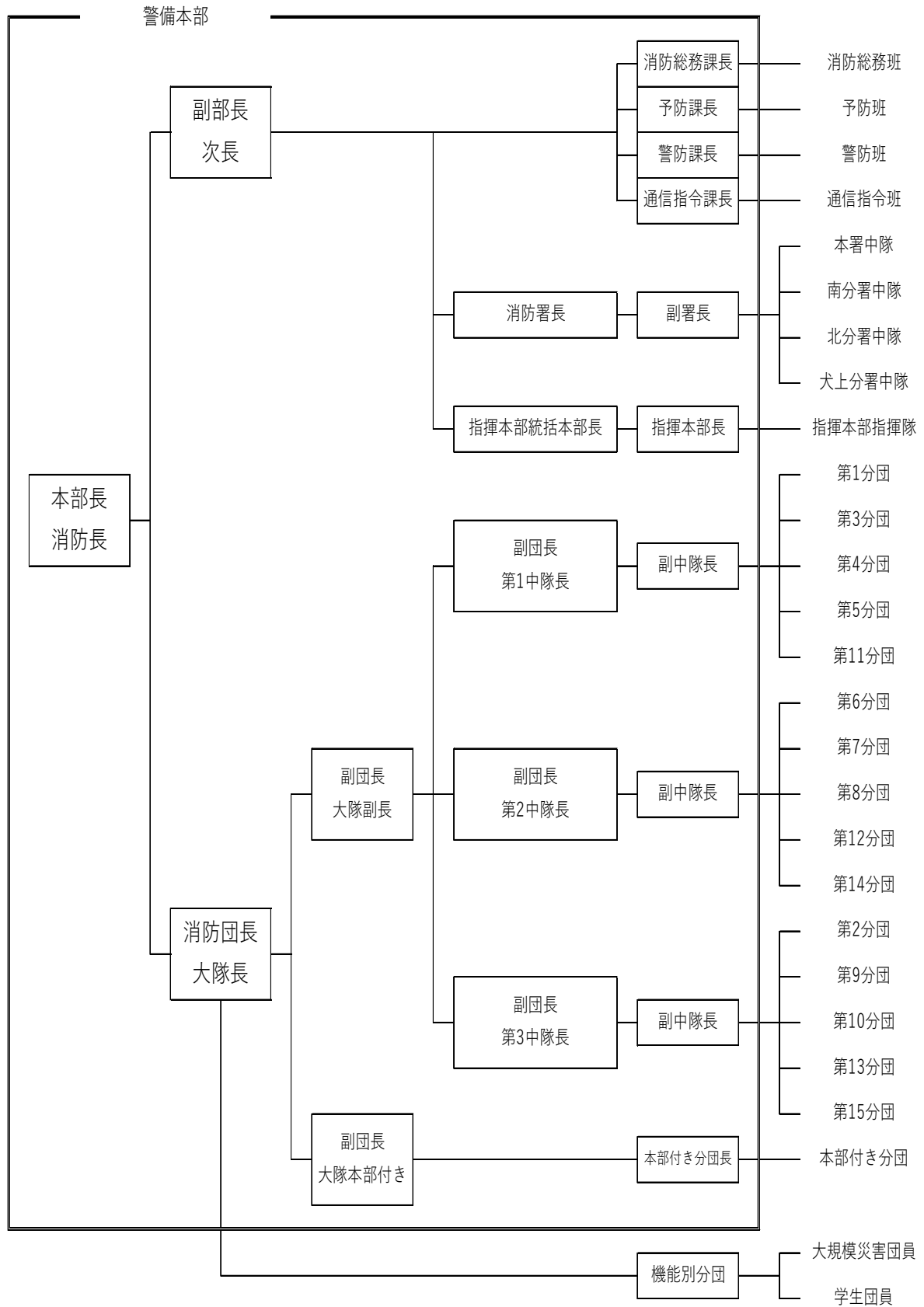
(1) 消火活動						
業務実施時期		発生直後 ～ 3日後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	消火活動体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	警防班	消防本部に消防警備本部を設置する	3-3-11	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	彦根市消防計画に基づき、消防隊を配備するとともに、消防団を招集する	3-3-11	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報を収集し、活動の基本方針を決定する	3-3-11	5-1-3
		1-4 <input type="checkbox"/>	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	3-3-11	5-1-2～3
		1-5 <input type="checkbox"/>	警防班 通信指令班	必要に応じて、広域消防相互応援協定締結自治体、県等に消防業務に関する応援を要請する	3-3-11	5-1-4
		1-6 <input type="checkbox"/>	警防班	応援部隊の集結地に指揮所を設置し、逐次到着する応援消防隊（緊急消防援助隊を含む）や自衛隊等と協議し、地域の割り振りを行う	3-3-11	—
2	消火広報を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	予防班	必要に応じて、延焼状況等の消防広報を行うとともに、広報戦略班にテレビ等を通じた消防広報を依頼する	3-3-11	—
3	消火活動を行う	3-1 <input type="checkbox"/>	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	市民、消防団等と密接に連携し、消火活動を行う	3-3-11	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	必要に応じて、道路狭あい地区警防計画、林野火災防御計画、核燃料輸送および放射性同位元素等の特殊災害に係る消防対策マニュアルに基づく特殊防御を行う	3-3-11	5-1-4
		3-3	消防総務班	消火活動実施状況を整理する	3-3-11	—

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

	<input type="checkbox"/>	予防班 警防班 通信指令班 消防署班			
	3-4 <input type="checkbox"/>	消防総務班	消火活動実施状況を市本部に報告する	3-3-11	—
	3-5 <input type="checkbox"/>	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	市民、消防団等と密接に連携し、消火活動を行う	3-3-11	—

<関係機関> 県 消防団	<備考> ※1 消防組織 ※2 出場体制 ※3 初動措置 *消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編 P5-1-1 参照】 *消防車両保有状況【資料編 P5-1-2 参照】 *特殊消防用資機材保有状況【資料編 P5-1-3 参照】 *消防水利【資料編 P5-1-3 参照】 *道路狭あい地区警防計画樹立ブロック【資料編 P5-1-4 参照】
--------------------	--

※1 消防組織



※市災害対策本部が設置された場合は、消防長は本部員、消防総務課長は連絡員として編入される。

第4節 水防活動

<業務手順>

(1) 緊急調査の実施					
業務実施時期		発生前 ~ 1日後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 所管施設 (河川管理施設、ため池、農業施設等)の緊急調査の実施体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	把握した被害概況や市民からの通報、水防区域、重要水防ため池等の危険箇所等の情報をもとに所管施設の緊急調査対象箇所を選定する	3-3-14	1-3-1~ 4、17
	1-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の緊急調査に必要な人員、資機材等を確保する	3-3-14	1-3-11
	1-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班 警防班	必要に応じて、消防団、ため池管理者、自治会長または自主防災組織等に協力を依頼する	3-3-14	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	必要な人員、資機材等が不足する場合は、県地方本部へ応援を要請する	3-3-14	—
2 所管施設 (河川管理施設、ため池、農業施設等)の緊急調査を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の緊急調査を実施し、二次災害等の危険度を評価する	3-3-14	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、立入禁止措置を講じる	3-3-14	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、関係地区に避難指示を発令するよう市本部に依頼する	3-3-14	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の緊急調査実施結果を整理する	3-3-14	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の緊急調査実施結果を市本部に報告する	3-3-14	—
	2-6 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の被災状況を災害発生後1週間以内に県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-14	—
<関係機関> 県 消防団 ため池管理者 自治会・自主防災組織			<備考> ※1 河川管理施設 *水防区域【資料編 P1-3-1~3 参照】 *水防上重要な水門、樋門【資料編 P1-3-4 参照】 *水防資機材【資料編 P1-3-11 参照】 *重点防災ため池【資料編 P1-3-17 参照】		

※1 河川管理施設

河川および内排水路の堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川に関連する施設

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

	3-3 □	健康推進班 病院事務局班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、彦根保健所を通じて県薬剤師会、県医薬品卸協会等に協力を要請する	3-3-19	5-2-1
	3-4 □	健康推進班 病院事務局班	医薬品、衛生材料等調達した物資は、集積・分配し、各救護所へ配送する	3-3-19	—
	3-5 □	健康推進班 病院事務局班	輸血用血液が必要な場合は、県赤十字血液センターに供給を要請する	3-3-19	5-2-1

<関係機関> 県 彦根医師会 彦根歯科医師会 彦根薬剤師会 県赤十字血液センター	<備考> ※1 救護班 ※2 指揮命令および連絡調整 ※3 救護所候補施設 *医療関係調達先【資料編 P5-2-1 参照】
---	---

※1 救護班

○救護班 ア 災害派遣医療チーム (DMAT) (ア) 災害現場の医療情報の収集・報告 (イ) 負傷者のトリアージおよび応急処置 (ウ) 後方医療機関への移送の要否および移送先、移送順位の決定 (エ) その他状況に応じた処置 イ 医療救護班 (ア) 傷病者に対する応急処置と軽易な患者に対する医療 (イ) 後方医療機関への移送の要否および移送先、移送順位の決定 (ウ) 遺体の検案と検視に伴う協力 (エ) 遺体の処理 (縫合等) ウ 助産救護班 (ア) 分娩の介助 (イ) 分娩前後の処理 (ウ) 衛生材料の支給 エ こころのケアチーム (ア) 被災者の心理的影響についての情報の収集 (イ) 心のケアを必要とする人へのケアの提供 (ウ) その他、地元地域の要請に応じた支援 ○フェーズごとの活動内容		
フェーズ	時間経過	活動内容
第1フェーズ	発生から3時間程度	・災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請 ・被災地外医療圏域の災害拠点病院に対する派遣要請
第2フェーズ	3日以内	・災害派遣医療チーム (DMAT) の活動 ・負傷者のトリアージ、応急処置および移送
第3フェーズ	4日から2週間	・医療救護班、こころのケアチームの派遣
第4フェーズ	2週間～2か月程度	・医療救護活動の終了

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

第6節 行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等

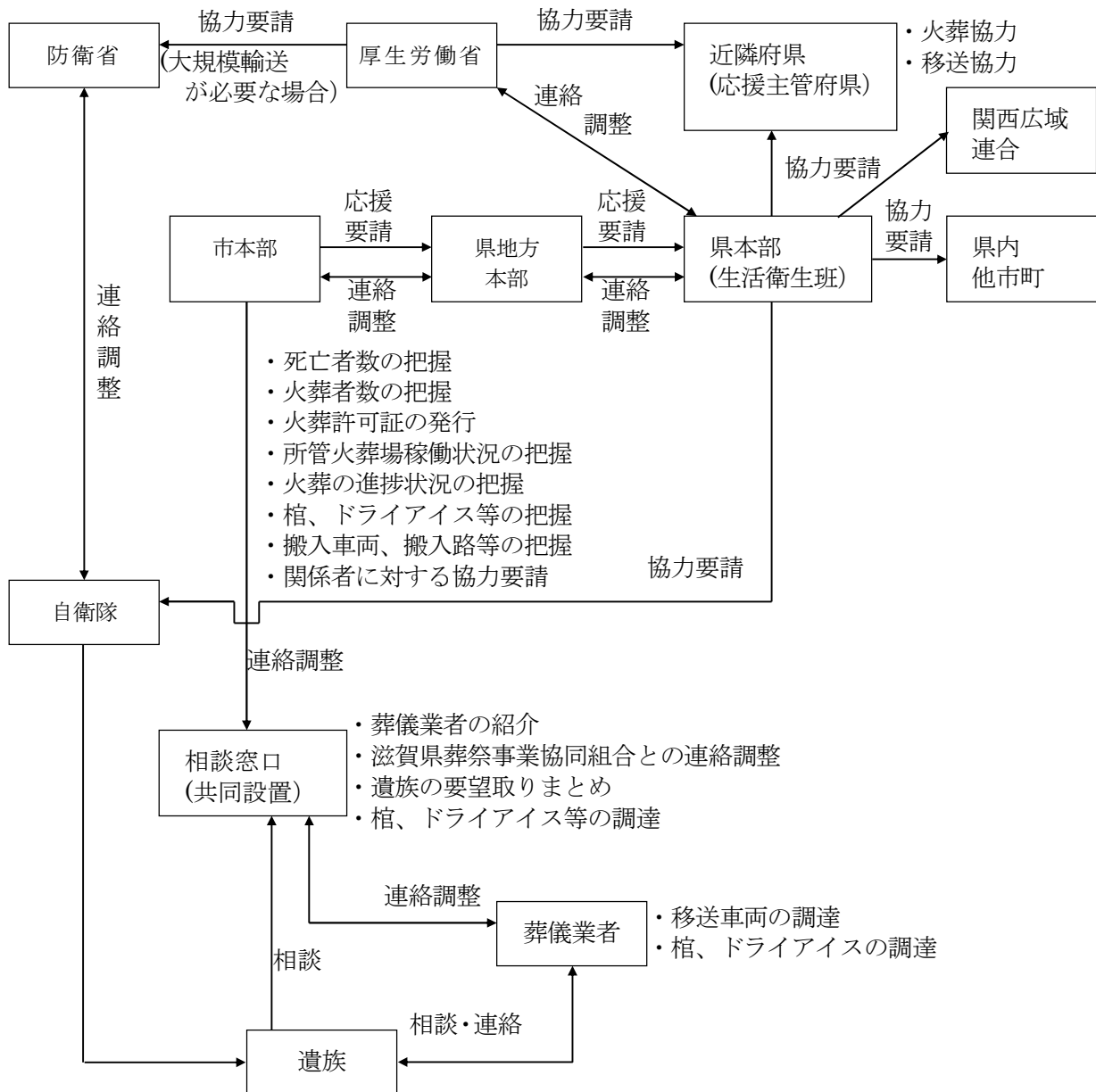
<業務手順>

(1) 行方不明者の捜索						
業務実施時期		発災直後 ～ 10日後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	行方不明者の捜索実施体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	生活環境班 消防署班	市民からの問い合わせや行方不明者の捜索依頼に関する情報を把握する	3-3-20	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 生活環境班	彦根警察署から協力要請があった場合は、受付所の設置等や捜索への協力体制を確立する	3-3-20	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	生活環境班	必要に応じて、行方不明者の捜索に利用する船舶その他資機材を確保する	3-3-20	—
2	行方不明者を捜索する	2-1 <input type="checkbox"/>	生活環境班	受付所において、市民からの問い合わせや行方不明者の捜索依頼に関する情報を把握する	3-3-20	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	生活環境班	行方不明者の氏名、性別、年齢、容貌、特徴、所持品等の情報を整理する	3-3-20	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	生活環境班	彦根警察署が作成する要捜索者リストの作成に協力し、行方不明者に関する情報を共有する	3-3-20	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	生活環境班 社会福祉班 消防署班	市民、消防団、彦根警察署、その他関係機関等の協力を得て、行方不明者を捜索する	3-3-20	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	生活環境班	行方不明者の捜索に関する実施記録（捜索状況記録、捜索用機械器具燃料受払簿、捜索用機械器具修繕簿等）を作成する	3-3-20	—
		2-6 <input type="checkbox"/>	生活環境班	行方不明者の捜索に関する実施年月日、実施地域、実施方法および状況、捜索対象行方不明者数その他を市本部、県本部に報告する	3-3-20	—
<関係機関> 彦根警察署 消防団 県			<備考>			

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(2) 遺体の収容					
業務実施時期		発災直後 ～ 10 日後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 遺体の収容 実施体制を 確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	生活環境班	被害規模、死者、行方不明者数等から遺体安置所の設置に関する検討を行う	3-3-21	4-6-14
	1-2 <input type="checkbox"/>	生活環境班	必要に応じて、公共施設を中心とした既存の建物から遺体安置所を指定する	3-3-21	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	生活環境班	滋賀県葬祭事業協同組合に協力依頼し、遺体の収容・保存等のために必要な棺、ドライアイスその他の資材、移送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する	3-3-21	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	生活環境班	必要に応じて、県本部に遺体の収容・処理に関する広域的応援体制の確立や応援派遣の実施を要請する	3-3-21	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	生活環境班	遺体安置所を開設し、市の要員を配置する	3-3-21	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	生活環境班	広報戦略班に遺体安置所の開設や市民・企業等の協力について広報を依頼する	3-3-21	—
2 遺体の収容・安置を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	生活環境班	彦根警察署、彦根歯科医師会、県医療救護班またはその他協力医師等と連絡調整し、検視および検案に協力する	3-3-21	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	生活環境班	必要に応じて、日本赤十字社滋賀県支部が実施する洗浄、消毒等に協力を行い、遺体を納棺し、一時収容・安置する	3-3-21	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	生活環境班	検案を終えた遺体について、彦根警察署、地元自治会、自主防災組織等と連携し、身元不明遺体の身元確認と身元引受人の発見を行う	3-3-21	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	生活環境班	遺体の収容・処理結果についてとりまとめ、市本部に報告する	3-3-21	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	生活環境班	安置された遺体全ての引渡し完了したとき、遺体安置所を閉鎖する	3-3-21	—
<関係機関> 県 滋賀県葬祭事業協同組合 彦根警察署 彦根歯科医師会 日本赤十字社滋賀県支部 自治会・自主防災組織			<備考> ※1 遺体の収容・安置の手順 *遺体安置所候補地【資料編 P4-6-14 参照】		

※1 被災に係る遺体の火葬体制



※2 漂着遺体の取扱い

被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づき行旅死亡人として取扱う

※3 仮土葬の検討

東日本大震災では、火葬処理が間に合わないものについて、遺族の承認を得た上で仮土葬を実施。その後、火葬場が確保でき次第、遺体を掘り起こし、火葬を実施している。

第7節 二次災害防止活動

<業務手順>

(1) 道路施設の応急対策						
業務実施時期		1日後 ~ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	所管する道路、橋りょうの緊急点検調査を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	所管する道路・橋りょう、交通安全施設（以下、「道路施設等」という）の被害概況を把握する	3-3-23	4-5-10
		1-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	施設管理者間で情報交換を行い、優先的に対応すべき路線等を把握する	3-3-23	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	道路施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	3-3-23	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	道路施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	3-3-23	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	道路施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	3-3-23	—
		1-6 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	道路施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-3-23	—
		1-7 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	道路施設等の被災状況を災害発生後1週間以内に県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-23	—
2	所管する道路、橋りょうの応急復旧を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	道路施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-23	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	道路施設等に関し、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行うとともに、仮復旧等施設に応じた応急措置を講じる	3-3-23	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	必要に応じて、市民環境部清掃センター班と連携して、道路啓開作業により収集された路上障害物の仮置場を確保する	3-3-23	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 交通政策班	道路施設等の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	3-3-23	—

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 各施設管理者の応急対策

(1) 県道（県道路班）

ア 情報収集

県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。

収集した道路情報は、県本部（道路班）に連絡する。

イ 応急復旧

(ア) 県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

(イ) 緊急輸送道路の一部が通行不能になり、復旧に日時を要することが予想される場合は、県本部は、このう回路として市道の使用を検討する。う回路として市道を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の協力を要請する。

(ウ) 復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、滋賀県建設業協会に資材・労力等の提供を求める。

(2) 国道（国土交通省近畿地方整備局）

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。

イ 道路上の車両、道路上の倒壊物または落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路および緊急交差点から優先的に実施する。

ウ 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、または制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

(3) 名神高速道路（中日本高速道路（株））

災害が発生した場合は、中日本高速道路（株）の彦根保全・サービスセンター防災等業務要領の定めるところにより、統括責任者による非常体制を指令し、社員等の非常出勤体制による災害応急活動を行う。

ア 防災機関等への連絡

中日本高速道路（株）は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各関係防災機関へ速やかに連絡する。

イ 点検措置

災害の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

ウ 交通規制

災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、会社所有のパトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

エ 初期消火および火災防止運動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

オ 救出および応急手当

災害により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、中日本高速道路（株）は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

カ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

(4) 交通安全施設

交通安全施設が損壊し、または故障した場合、応急復旧に迅速に対応し、被災地および関連道路における交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を図る。

ア 信号機等の緊急補修

交通信号機等交通安全施設が損壊し、または故障した場合は、迅速な復旧に努める。また、交通信号機等電源付加装置の点検、燃料補給等を行う。

イ 主要交差点における交通整理

被災地域内および関連道路の主要交差点に交通整理員を配置し、必要な交通整理を行う。

(2) 公共施設の危険度判定および応急対策

業務実施時期		1日後 ～ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 公共施設の危険度調査を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	公共施設の施設管理者と連絡調整し、災害による公共施設の被害概況を把握する	3-3-23	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 都市計画班 建築班	必要に応じて、県、地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等に協力を要請し、被災建築物の応急危険度判定調査実施体制および被災宅地危険度判定調査実施体制を確立する	3-3-23	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 都市計画班 建築班	危険度判定調査を実施し、避難の要否、継続使用に関する保守および構造補強等の要否を判定する	3-3-23	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 都市計画班 建築班	危険度判定調査結果を整理する	3-3-23	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	公共施設の施設利用可否等を市本部に報告する	3-3-23	—
2 公共施設の応急復旧を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-24	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 各施設管理者	継続使用が可能な施設について、必要に応じた補修等の応急措置を講じる	3-3-24	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	3-3-24	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	市庁舎の被害が著しく執務に支障があるときは、仮設庁舎を確保する	3-3-24	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設に関し、実施した応急措置を整理する	3-3-24	—
	2-6 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設に関し、実施した応急措置を市本部に報告する	3-3-24	—

<p><関係機関> 県 地方公共団体建築技術者 学識経験者 建築士関係団体 建設業関係団体</p>	<p><備考> ※1 各施設管理者の被害状況の把握と報告</p>
--	---

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 各施設管理者の被害状況の把握と報告

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また施設の継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに市本部および関係機関に報告する。

その後、財産および物品に区分した被害状況報告書および被害集計表を作成し、総務班に提出する。なお、国および県の補助対象となる施設等の被害のときは、関係各班が応急復旧に先立ち被災状況について写真撮影および記録し、保管する。

(3) 一般建築物、宅地等の危険度判定						
業務実施時期		1日後 ~ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	被災建築物 応急危険度 判定実施本 部を設置す る	1-1 <input type="checkbox"/>	建築指導班	総務部税務班と連携し、建築物被害に関する情報を収集する	3-3-25	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施需要を推定する	3-3-25	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施本部の設置可否を判断し、市本部に報告する	3-3-25	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	建築指導班	市本部の被災建築物応急危険度判定実施の決定を受け、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	3-3-25	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施本部の設置を県本部に連絡する	3-3-25	—
2	被災建築物 応急危険度 判定実施本 部を運営す る	2-1 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定の対象地域、実施体制等を定めた被災建築物応急危険度判定実施計画を作成する	3-3-25	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施計画にしたがい、被災建築物応急危険度判定士や判定資機材を確保し、実施体制を確立する	3-3-25	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定士や判定資機材が不足する場合は、県本部に支援を要請する	3-3-25	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施計画にしたがい、被災建築物応急危険度判定を実施する	3-3-25	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	建築指導班	著しい被害を生じるおそれがある建築物がある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-25	—
		2-6 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定結果を整理する	3-3-25	—
		2-7 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定結果を市本部に報告する	3-3-25	—
3	被災建築物 応急危険度 判定実施本 部を閉鎖す る	3-1 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施状況の進捗管理を行う	3-3-25	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施本部の閉鎖時期について検討し、市本部に報告する	3-3-25	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	建築指導班	市本部の決定を受け、被災建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する	3-3-25	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	建築指導班	被災建築物応急危険度判定実施本部の閉鎖を県本部に連絡する	3-3-25	—
<関係機関> 県 地方公共団体建築技術者 学識経験者 建築士関係団体 建設業関係団体			<備考> 具体的には、「被災建築物応急危険度判定必携（2010年12月）」および「被災建築物応急危険度判定実施本部業務手引き（平成24年3月）」に基づき実施する。 また、必要に応じて、被災宅地危険度判定実施本部と判定調査の連携を図る。			

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

業務実施時期		1日後 ～ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	被災宅地危険度判定実施本部を設置する	1-1 <input type="checkbox"/>	都市計画班	総務部税務班と連携し、宅地被害に関する情報を収集する	3-3-26	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	都市計画班	被災宅地危険度判定実施需要を推定する	3-3-26	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	都市計画班	被災宅地危険度判定実施本部の設置要否を判断し、市本部に報告する	3-3-26	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	都市計画班	市本部の被災宅地危険度判定実施の決定を受け、被災宅地危険度判定実施本部を設置する	3-3-26	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	都市計画班	被災宅地危険度判定実施本部の設置を県本部に連絡する	3-3-26	—
2	被災宅地危険度判定実施本部を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	都市計画班	危険度判定の対象区域、実施体制等を定めた判定実施計画を作成する	3-3-26	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	都市計画班	判定実施計画にしたがい、被災宅地危険度判定士や判定資機材を確保し、実施体制を確立する	3-3-26	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	都市計画班	被災宅地危険度判定士や判定資機材が不足する場合は、県本部に支援を要請する	3-3-26	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	都市計画班	判定実施計画にしたがい、危険度判定調査を実施する	3-3-26	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	都市計画班	著しい被害を生じるおそれがある宅地がある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-26	—
		2-6 <input type="checkbox"/>	都市計画班	判定結果を整理する	3-3-26	—
		2-7 <input type="checkbox"/>	都市計画班	判定結果を市本部に報告する	3-3-26	—
3	被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	都市計画班	被災宅地危険度判定実施状況の進捗管理を行う	3-3-26	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	都市計画班	被災宅地危険度判定実施本部の閉鎖時期について検討し、市本部に報告する	3-3-26	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	都市計画班	市本部の決定を受け、被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	3-3-26	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	都市計画班	被災宅地危険度判定実施本部の閉鎖を県本部に連絡する	3-3-26	—

<p><関係機関></p> <p>県 地方公共団体建築技術者 地方公共団体土木技術者 学識経験者 建築士関係団体 建設業関係団体</p>	<p><備考></p> <p>具体的には、「被災宅地危険度判定実施本部業務手引き（案）平成28年9月」に基づき実施する。 また、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定実施本部と判定調査の連携を図る。</p>
--	---

(4) 河川管理施設等の応急対策						
業務実施時期		1日後 ～ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	所管する河川管理施設等の緊急点検調査を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設、砂防設備、港湾施設（以下、「河川管理施設等」という）の被害概況を把握する	3-3-26	1-3-4、17
		1-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	3-3-26	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	3-3-26	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	3-3-26	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-3-26	—
		1-6 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の被災状況を災害発生後1週間以内に県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-26	—
2	所管する河川管理施設等の二次災害防止措置を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-26	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等に関し、障害物の除去、仮復旧等施設に応じた二次災害防止措置を講じる	3-3-26	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等の二次災害防止措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	3-3-26	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等に関し、実施した二次災害防止措置を整理する	3-3-26	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等に関し、実施した二次災害防止措置を市本部に報告する	3-3-26	—
		2-6 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	河川管理施設等に関し、実施した対応状況を県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-26	—
<関係機関> 県			<備考> *水防上重要な水門、樋門【資料編 P1-3-4 参照】 *重要水防ため池【資料編 P1-3-17 参照】			

(5) 農業関係施設の応急対策						
業務実施時期		1日後 ～ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設、農業集落排水処理施設、農道・林道、畜産施設、治山施設等（以下「農業用施設等」という）の被害概況を把握する	3-3-27	1-3-15～16
		1-2 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	3-3-27	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	3-3-27	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	3-3-27	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-3-27	—
		1-6 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等の被災状況を災害発生後1週間以内に県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-27	—
2	所管する農業用施設等の二次災害防止措置を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-27	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等に関し、障害物の除去、仮復旧等施設に応じた二次災害防止措置を講じる	3-3-27	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等の二次災害防止措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	3-3-27	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等に関し、実施した二次災害防止措置を整理する	3-3-27	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等に関し、実施した二次災害防止措置を市本部に報告する	3-3-27	—
		2-6 <input type="checkbox"/>	農林水産班	所管する農業用施設等に関し、実施した対応状況を県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-27	—

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

<関係機関> 県	<備考> ※1 農業用施設等の応急対策 ＊農業用水施設【資料編 P1-3-15～16 参照】
-------------	--

※1 農業用施設等の応急対策

<p>ア 農業用施設</p> <p>(ア) 施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設等の損壊に伴う出水等により、広範囲にわたり人畜の生命・身体に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。</p> <p>(イ) 復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。</p> <p>(ウ) 施設が被災したとき、または施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたる。</p> <p>イ 農業集落排水処理施設</p> <p>(ア) 施設管理者は、主要施設について、緊急調査をして被災状況を把握するとともに、二次災害の危険があると判断される場合は緊急措置を行う。</p> <p>(イ) 復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、県を通じ農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。また、供用の開始にあたっては、下水道管理者に事前に連絡を行う。</p> <p>ウ 基幹農道</p> <p>基幹農道の管理者等は、その被災状況等を速やかに調査把握し、市本部等の関係機関に連絡するとともに、通行車両の制限等必要な処置を行い、市等の指示・支援等を得て道路機能維持のための復旧に努める。</p> <p>また、基幹農道占用物件の被災については、管理者が占有者に通報し、安全確保等必要な措置を講じる。</p> <p>エ 林道</p> <p>特に集落との連絡林道について、その交通を確保するため、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等について、林道管理者に対し迅速な措置をとるよう指導する。</p> <p>林道管理者は、所管する林道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を市本部に速やかに報告するとともに、応急復旧および障害物の除去を行い交通の確保に努める。また、通行が危険な林道については、県本部、警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。</p> <p>オ 畜産施設</p> <p>(ア) 畜産農家は、災害により畜舎および管理施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。</p> <p>(イ) 家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、県地方本部（家畜保健衛生班）と連絡を密にし、農業共済組合連合会、獣医師会および農業協同組合の協力を得て、死亡畜の処分ならびに病気の発生またはまん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。</p> <p>(ウ) 被災地における飼料を確保するため、農業協同組合等との連携を図るとともに、飼料業者等へ協力要請を行う。</p> <p>カ 治山施設</p> <p>(ア) 施設管理者は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、または与える危険があり、自己の能力によりその被害を予防または危険を排除できないと判断した場合は、市本部または防災機関等へ通報する。通報を受けた市本部は、その対応について防災機関等と協議し、適切に対処する。</p> <p>(イ) 施設管理者は、雨水の浸透により崩壊の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。</p> <p>(ウ) 施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。</p>

(6) 土砂災害に関する応急対策

業務実施時期 1日後 ～ 1か月後

業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 土砂災害の緊急点検調査を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	道路河川班	土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する基本情報を収集し、点検調査基礎資料を整理する	3-3-27	1-4-1
	1-2 <input type="checkbox"/>	道路河川班	調査班を編成するなど、緊急点検調査体制を確立する	3-3-27	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	道路河川班	必要に応じて、市本部を通じて、国土交通省近畿地方整備局および県に専門家（TEC-FORCE等）の派遣を要請する	3-3-27	2-2-1
	1-4 <input type="checkbox"/>	道路河川班	土砂災害等の緊急点検調査（土砂災害警戒区域の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等）を実施し、二次災害等の危険度を評価する	3-3-27	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	道路河川班	土砂災害の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-3-27	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	道路河川班	土砂災害等に関する被災状況を県の担当事業課へ報告する	3-3-27	—
2 土砂災害の二次災害防止措置を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	道路河川班	点検結果より、著しい被害を生じるおそれがある場合は、防災関係機関、市民等と連携して、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-27	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	道路河川班	必要に応じて、仮排水路の設置、ブルーシートの被覆、土嚢積みなどの二次災害防止措置を講じるほか、土地所有者・管理者等への安全対策指導、巡視、警戒等を実施する	3-3-27	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	道路河川班	実施した土砂災害等の二次災害防止措置を整理する	3-3-27	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	道路河川班	実施した土砂災害等の二次災害防止措置整理結果を市本部に報告する	3-3-27	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	道路河川班	実施した土砂災害等への対応状況を県の担当事業課へ報告する	3-3-27	—

<p><関係機関> 国土交通省近畿地方整備局 県</p>	<p><備考> *土砂災害関係【資料編 P1-4-1 参照】</p>
--	--

(7) 危険物施設の応急対策					
業務実施時期		1日後 ～ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する	1-1 <input type="checkbox"/>	予防班 通信指令班	危険物施設、高圧ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、放射性物質取扱施設等（以下、危険物施設等という）の責任者と連絡体制を確立する（通報を受ける）	3-3-28	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	危険物施設等の責任者が実施する施設の被害状況や点検調査結果等を把握し、市本部、彦根警察署、関係機関等と連絡調整を行い協力体制を確立する	3-3-28	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	警防班	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して、部隊運用方針を決定する	3-3-28	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	警防班	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定等の要員を確保する	3-3-28	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	消防総務班	危険物施設等の被害状況や消防の対応方針をとりまとめ、市本部に報告する	3-3-28	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	警防班 通信指令班	必要に応じて、県、応援協定締結自治体等に応援を要請する	3-3-28	—
2 危険物施設等の応急対策を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	消防団と連携して、必要に応じた防衛活動体制を確保する	3-3-28	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	消防署班	災害現場において、防衛活動を実施する	3-3-28	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	消防署班	必要に応じて、危険物施設等の責任者が実施する応急措置に協力する	3-3-28	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	消防署班	必要に応じて、警戒区域の設定、市民の立入制限・退去、広報等の措置を行う	3-3-28	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	消防総務班	危険物施設等の被害や実施された防衛活動や応急措置を整理する	3-3-28	—
	2-6 <input type="checkbox"/>	消防総務班	危険物施設等の被害や実施された防衛活動や応急措置を市本部に報告する	3-3-28	—

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

<関係機関> 県 彦根警察署	<備考>
----------------------	------

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

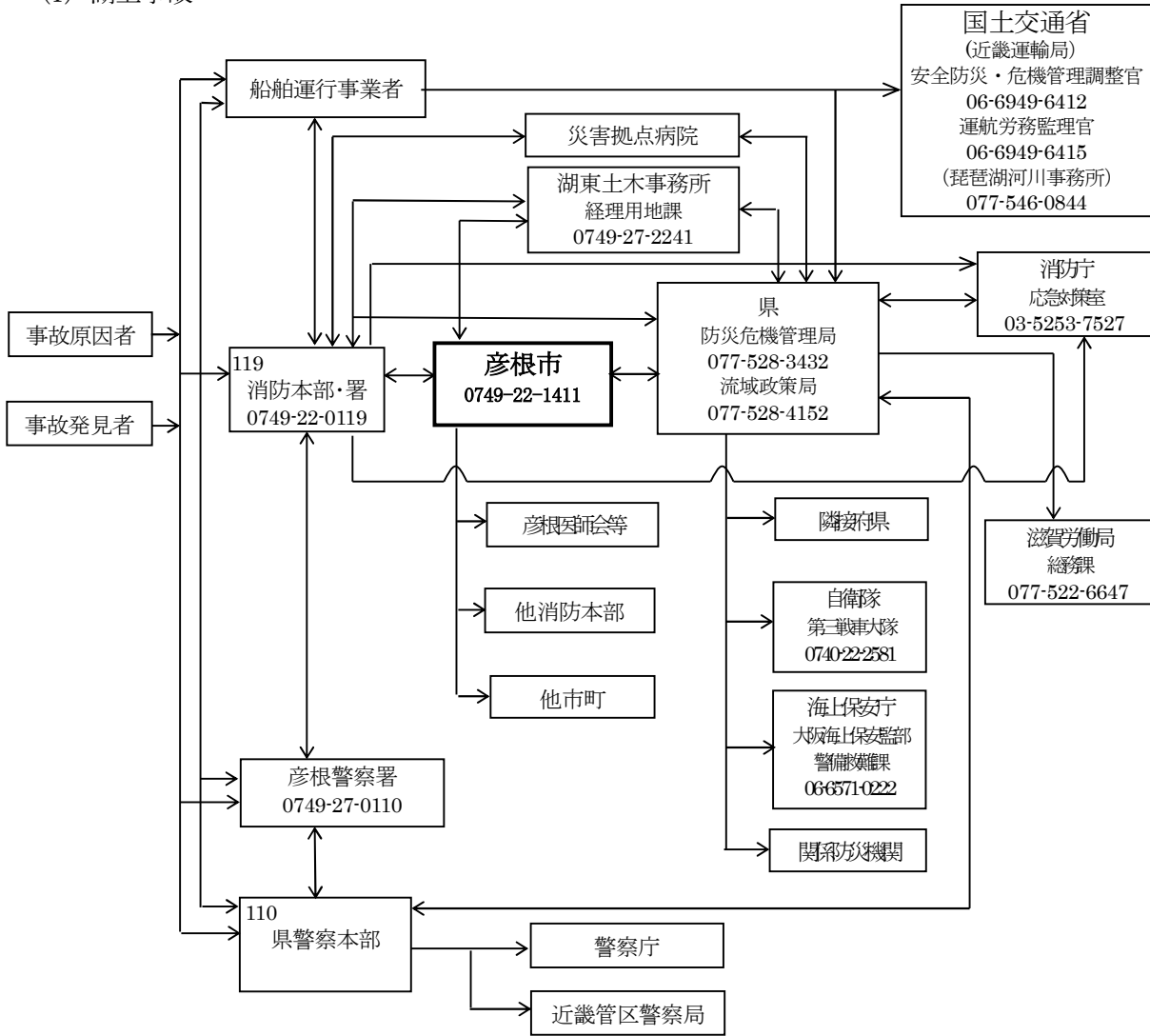
第8節 事故への対応

<業務手順>

(1) 事故情報の収集・連絡						
業務実施時期		発災直後 ~ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	火災の発生や人的被害の概況について、調査する	1-1 <input type="checkbox"/>	警防班 消防総務班	通報、現地確認等により、火災の発生や人的被害等を把握する	3-3-30	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	警防班 消防総務班	火災の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、危機管理班に報告する	3-3-30	—
2	被害情報を収集、整理する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	事故等関係者と連絡調整し、事故の被害状況の詳細を把握する	3-3-30	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	各種事故災害に応じて、防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	3-3-30	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	判明している情報をもとに、各部の情報統括班に事故災害に関連する所管施設の被害調査を依頼する	3-3-30	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	被害調査関係各班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害調査を実施する	3-3-30	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	被害調査関係各班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害概況等を取りまとめて、自部署の情報統括班に報告する	3-3-30	—
		2-6 <input type="checkbox"/>	各部情報統括班	自部署の被害概況を取りまとめる	3-3-30	—
		2-7 <input type="checkbox"/>	各部情報統括班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する	3-3-30	—
		2-8 <input type="checkbox"/>	危機管理班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	3-3-30	—
3	県、消防庁に被害情報を報告する	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	3-3-30	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	3-3-30	—
<関係機関> 県 消防庁 事故原因者または事故発見者			<備考> ※1 各種事故災害発生時の連絡系統 ※2 市の発災直後の情報収集・連絡 ※3 県の発災直後の情報収集・連絡 ※4 事故原因者または事故発見者の発災直後の情報収集・連絡 ※5 各事業者等の発災直後の情報収集・連絡			

※1 各種事故災害発生時の連絡系統

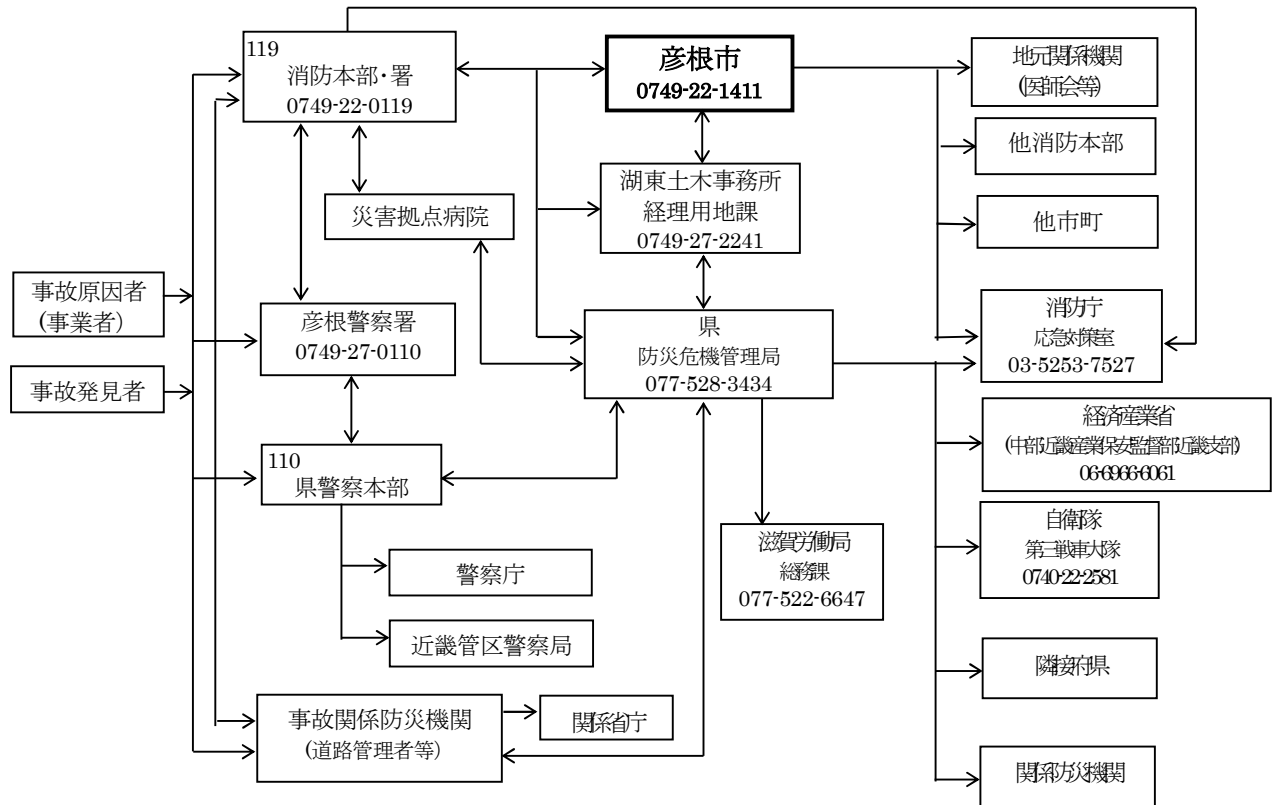
(1) 湖上事故



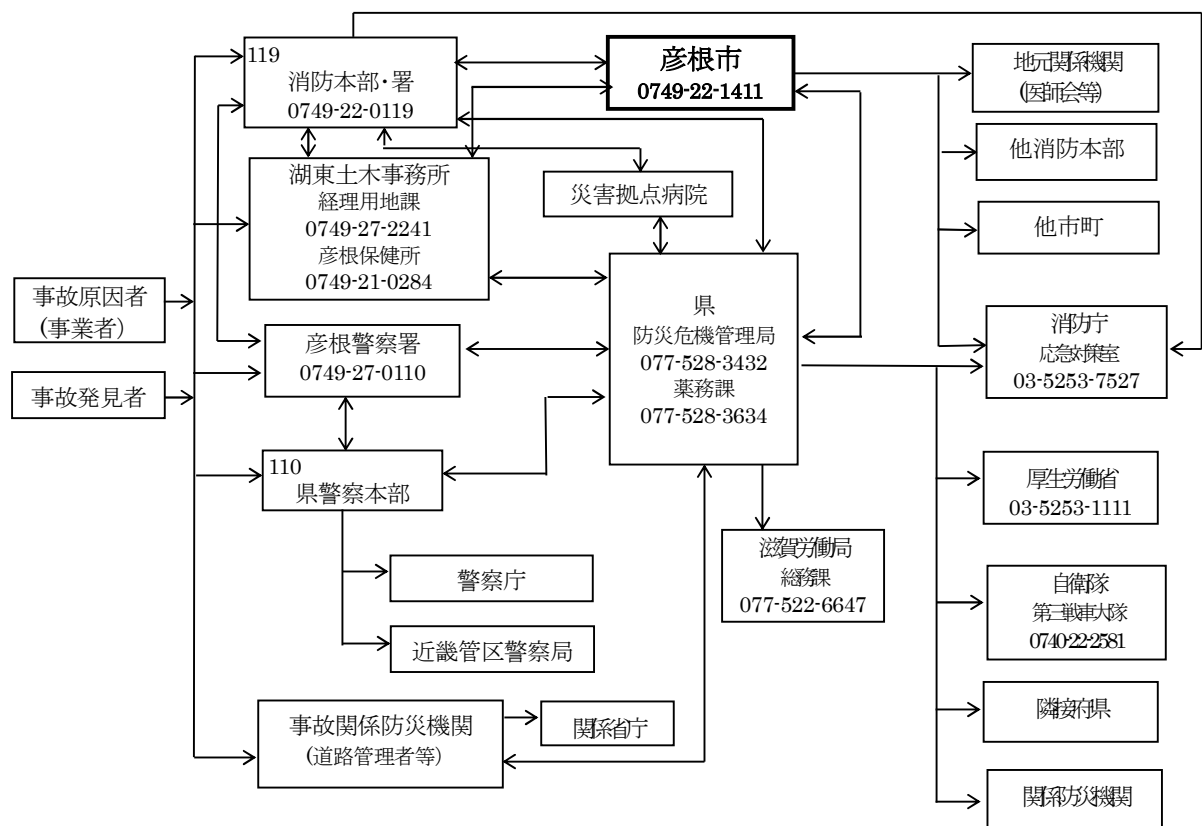
■船舶運航事業者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
琵琶湖汽船株	船舶部	大津市浜大津 5-1-1	077-522-4115
近江トラベル株	業務部旅客船課	彦根市松原町 3755	0749-22-0619

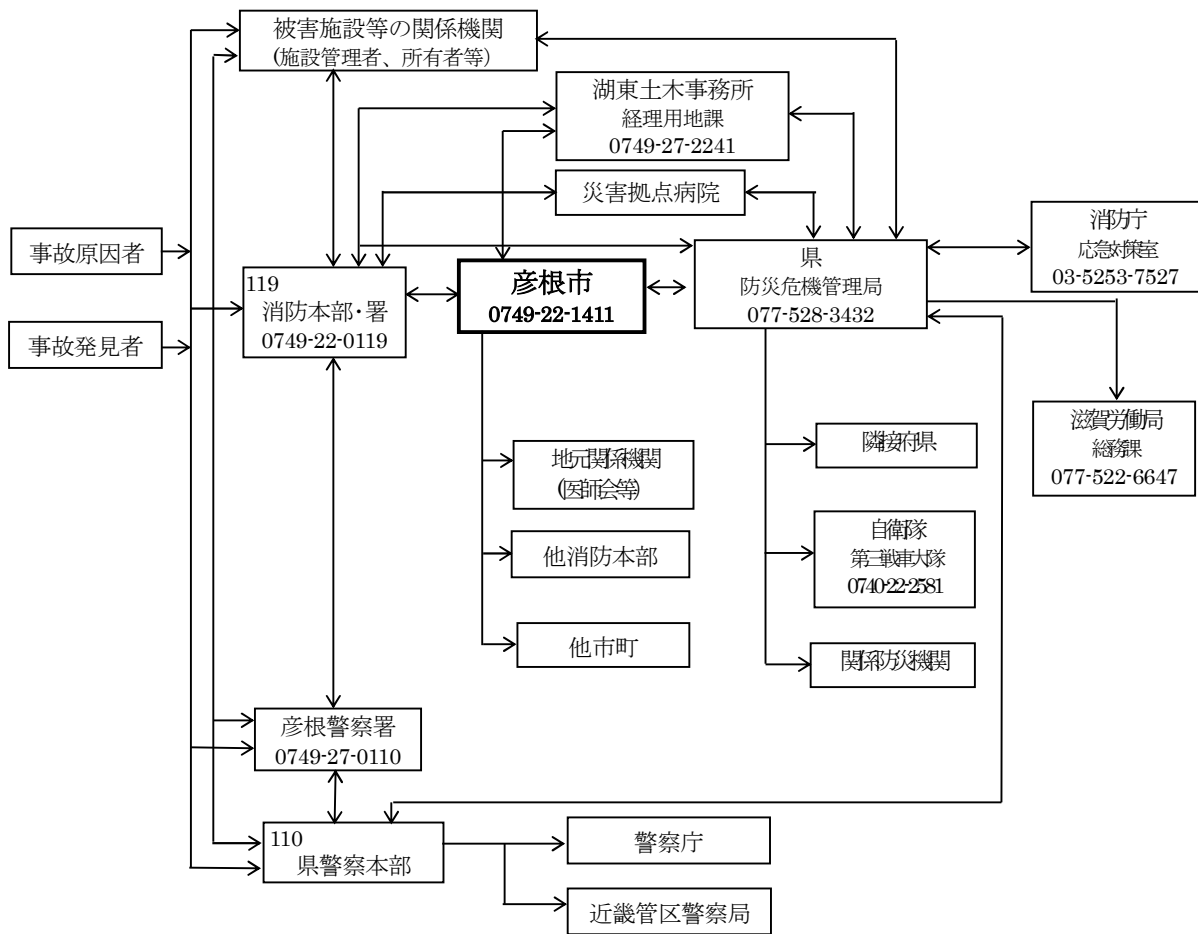
(7) 火薬類事故



(8) 毒物劇物事故



(9) 大規模な火事



風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(2) 事故災害対策					
業務実施時期		発災直後 ~ 災害終了			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1	必要に応じて、緊急活動を実施する 1-1 □	危機管理班 広報戦略班 生活環境班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班 病院事務局班	○災害広報 第2章第1節に準じる ○住民の避難 第3章第1節に準じる ○救助救急活動 第3章第2節に準じる ○消火活動 第3章第3節に準じる ○医療救護活動 第3章第5節に準じる ○行方不明者の捜索・遺体の処理 第3章第6節に準じる ○その他危険物等の応急措置 第3章第7節に準じる	3-3-30	—
<関係機関> 県 彦根警察署			<備考> ※1 災害広報の実施 ※2 活動の連携 ※3 各管理者・施設の応急措置		

※1 災害広報の実施

<p>市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県および関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 広報事項 広報は概ね次のような事項について行う。 ア 事故の発生日時および場所 イ 被害の状況 ウ 被害者の安否状況 エ 応急対策の実施状況 オ 交通規制の状況 カ 住民に対する協力および注意事項 キ その他必要と認められる事項</p> <p>(2) 広報手段 ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表 イ 広報車による巡回活動 ウ インターネットの利用 エ 自主防災組織、自治会を通じた連絡 オ その他状況に応じた広報</p>
--

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 活動の連携

1 医療救護活動の連携

<p>市、県、国、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会は相互に連携して迅速かつ確実に医療救護活動を行う。</p> <p>(1) 救護所の設置、運営</p> <p>ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては彦根医師会、医療機関に協力を要請する。</p> <p>イ 県は、市から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、彦根医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。</p> <p>(2) 医療救護班の編成、派遣</p> <p>県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、滋賀医科大学、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、滋賀県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。</p>

2 消火活動の連携

<p>迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防本部、彦根警察署、関係事業者は相互に連携する。</p> <p>(1) 市および消防本部</p> <p>市、消防本部は、速やかに火災の状況および被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。</p> <p>(2) 彦根警察署</p> <p>彦根警察署は、消火活動のため必要がある場合は交通規制を行う。</p> <p>(3) 県</p> <p>県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。</p> <p>ア 防災ヘリコプターの出動</p> <p>イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請</p> <p>ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施</p> <p>エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請</p> <p>オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>カ 消防組織法第43条に基づく市長または消防長に対する指示</p> <p>(4) 関係事業者</p> <p>関係事業者は事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。</p> <p>迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防本部、彦根警察署は、相互に連携する。</p>

3 救助救急活動の連携

<p>県、市、消防本部、彦根警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。</p> <p>(1) 市および消防本部</p> <p>市、消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ移送する。活動を実施するに当たっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。負傷者の移送に当たっては、救命措置を要する者またはトリアージによる重傷者を優先し、移送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。</p> <p>また、市や消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。</p> <p>(2) 彦根警察署</p> <p>彦根警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また救助・救急活動のため必要がある場合は交通規制を行う。</p> <p>(3) 県</p> <p>県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。</p> <p>ア 防災ヘリコプターの出動</p> <p>イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請</p> <p>ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施</p> <p>エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請</p> <p>オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>カ 消防組織法第43条に基づく市長または消防長に対する指示</p> <p>キ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害医療派遣チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請</p> <p>(4) 関係事業者</p> <p>関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。</p>
--

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

7 毒物劇物、危険物等の流出対策

船舶および陸上施設から、河川、湖沼等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散した場合、迅速かつ適切に二次災害の防除に努める。

(1) 二次災害防除のための応急措置

- ア 当該事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者および通報受理者は、速やかに保健所、消防機関、警察署、市本部等に通報連絡する。
- イ 当該関係機関、船舶関係者および毒物劇物または危険物等取扱者は、毒物劇物、危険物等の大量流出・飛散による二次災害が発生した場合、それぞれの業務または作業について、相互に密接な連携を保つとともに、人員および設備、資機材等に関して防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力体制を確立する。
- ウ 当該関係機関、船舶関係者および毒物劇物または危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。
- エ 毒物劇物、危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関および事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
 - (ア) 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、木材等の応急資材を展張する。
 - (イ) オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等を、吸引ポンプその他により吸上げまたはくみとるとともに、必要に応じ化学処理剤により処理する。
 - (ウ) 流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知および火災の発生防止に必要な措置を講ずる。
- オ 市長および警察署長等は、災害の拡大防止を図るため、付近船舶に対する航行の制限、禁止および移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。また、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

8 放射性物質運搬事故

関係事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立ち入り制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、災害の拡大の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者、放射性同位元素取扱業者等に要員および資機材の派遣要請を行う。

市本部は、関係事業者と協力して次の措置を講ずるとともに、放射線源の露出、流出等について速やかに県本部に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

- (1) 定められた施設の点検による緊急措置
(施設の破壊などによる放射線源の露出、流出等の防止を図るため)
- (2) 放射線源の露出、流出による危険区域の設定および被害の拡大防止
- (3) 放射線漏洩の危険がある場合、応急的な警戒区域の設定
- (4) 施設管理者と協力した汚染拡大防止措置
- (5) 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないための防止措置、およびその被災者を直ちに治療施設に収容するための連絡調整

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

第9節 原子力災害への対応

<業務手順>

(1) 緊急時モニタリング					
業務実施時期		発災直後 ～ 1週間後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 緊急時モニタリングを実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	県と連絡調整し、緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等についての実施状況を確認する	3-3-32	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班 生活環境班	県の緊急時モニタリング結果（大気中の放射性物質および放射線量）を把握する	3-3-32	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班 生活環境班	市庁舎等においてモニタリングによる環境放射線量の測定を独自に行い、測定結果について県と情報共有を行う	3-3-32	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	緊急時モニタリング結果について、市ホームページにより公表する	3-3-32	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班 健康推進班	緊急時モニタリング結果を受けて、退避および避難ならびに飲食物の摂取制限等の緊急対策の実施の要否を検討する	3-3-32	—
<関係機関> 県			<備考> ※1 原子力災害防護措置基準表		

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

※1 原子力災害防護措置基準表 (OIL と防護措置について)

基準の名称と種類	基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要	
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm ※4【1 か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2 (一時移転基準)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ※5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6 飲食物摂取制限基準	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ※7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	1 週間内を目途に、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が OIL2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率 (1 時間値) が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの (例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳) をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については、我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(2) 避難および屋内退避等の防護措置					
業務実施時期		発災直後 ～ 1週間後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 避難および 屋内退避等 の伝達内容 を確認する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	放射能汚染による被害が発生するおそれがあるときなど、県からの要請を受けたときは、取るべき防護措置（避難または屋内退避）の内容や対象地域等を確認する	3-3-32	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、避難所の開設可否を確認する	3-3-32	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	広域避難または一時移転（市外へ避難）を行う必要があるときは、県および受入先の市町村長や災害時応援協定締結先の自治体と連絡調整し、協力内容を確認する	3-3-32	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	取るべき防護措置の種類（避難または屋内退避）、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	3-3-32	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	本部長の判断を受け、避難または屋内退避の発令を決定し、各班に決定内容を周知する	3-3-32	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	危機管理班	避難または屋内退避の発令を県、防災関係機関に報告する	3-3-32	—
2 市民に対し て避難およ び屋内退避 等を伝達す る	2-1 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	避難または屋内退避の伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	3-3-32	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	広報文等を作成し、複数の伝達手段で避難および屋内退避等を市民に広報する	3-3-32	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	必要に応じて、エフエムひこね、NHK 大津放送局その他報道機関に避難および屋内退避等に関する放送を依頼する	3-3-32	—
3 必要に応じ て、市外に 避難する	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 市民環境部担当班	県および避難先の自治体と連携して、地域コミュニティの維持に十分配慮して、各避難所への避難住民の割り振りを行う	3-3-33	—
	3-2 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	避難住民に対し、避難集合場所および避難先を広報する	3-3-33	—
	3-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班 交通政策班	必要に応じて、バス等の輸送手段を確保する	3-3-33	—
	3-4 <input type="checkbox"/>	市民環境部担当班	避難集合場所において、被災地域住民登録票を作成する	3-3-33	—
	3-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	避難の完了を確認する	3-3-33	—

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

<p><関係機関> 県 彦根警察署 報道機関</p>	<p><備考></p>
---	-------------------

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(3) 安定ヨウ素剤の服用					
業務実施時期		発災直後 ～ 1週間後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 安定ヨウ素剤の配布準備を行う	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 健康推進班	安定ヨウ素剤の服用に関して、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国本部または県本部より指示があったとき、対象地域を把握し、配布に必要な薬剤の数量を推定する	3-3-33	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班 病院事務局班	病院部病院事務局班と連絡調整し、確保可能な概ねの安定ヨウ素剤の数量を確認する	3-3-33	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要な安定ヨウ素剤が市内において調達が困難な場合は、県本部への応援要請を依頼する	3-3-33	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班 健康推進班 病院事務局班	福祉保健部健康推進班、病院部病院事務局班と調整し、安定ヨウ素剤の調達・保管、配分の実施体制を確立する	3-3-33	7-3-4
	1-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	配布時期、配布場所等を取りまとめた安定ヨウ素剤配布計画を作成し、災害対策本部の承認を受ける	3-3-33	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	安定ヨウ素剤配布計画にしたがい、配布時期、配布場所、服用方法等を市民に広報する	3-3-33	—
2 安定ヨウ素剤を配布する	2-1 <input type="checkbox"/>	健康推進班 高齢福祉推進班 病院事務局班	医師、薬剤師等の協力を得て住民説明を行い、安定ヨウ素剤を配布する	3-3-33	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	健康推進班 高齢福祉推進班 病院事務局班	配布した安定ヨウ素剤の受領書を回収し、保管する	3-3-33	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	健康推進班 病院事務局班	安定ヨウ素剤の配布状況を市本部に報告する	3-3-33	—
<関係機関> 県			<備考> *安定ヨウ素剤服用に関する留意事項【資料編 P7-3-4 参照】		

(4) 原子力災害に関する相談対応等						
業務実施時期		1日後 ～ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	原子力災害に関する相談窓口を開設する	1-1 <input type="checkbox"/>	人事班 まちづくり推進班 生活環境班 ライフサ―ビス班 農林水産班 地域経済振興班 観光交流班 上水道工務班	原子力災害に関する応急対策実施区域に市が含まれるときは、国、県と協議し、被災者の相談に統一的に対応するために、相談・指導内容について協議を行う	3-3-33	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	原子力災害に関する情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する	3-3-33	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	国、県と連携して、原子力災害に関する当面の市民の問合せに対応する相談窓口を開設する	3-3-33	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	3-3-33	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 生活環境班 ライフサ―ビス班 農林水産班 地域経済振興班 観光交流班 上下水道総務班	各部に2名程度の広聴担当者の派遣を依頼する	3-3-33	—
		1-6 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	広聴担当者の配置を確認し、市本部に原子力災害に関する相談窓口の開設を報告する	3-3-33	—
		1-7 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 広報戦略班	原子力災害に関する相談窓口の開設に関する広報を行う	3-3-33	—
2	原子力災害に関する相談窓口を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班 生活環境班 ライフサ―ビス班 農林水産班	広聴担当者が聴取した相談記録を整理する	3-3-33	—

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

			地域経済振興班 観光交流班 上水道工務班			
		2-2 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 人事班	相談窓口担当班以外の相談・照会・苦情に関して、関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	3-3-33	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班 生活環境班 ライフサー ビス班 農林水産班 地域経済振興班 観光交流班 上水道工務班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	3-3-33	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	ライフサー ビス班	安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、彦根警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	3-3-33	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	回答文例や関連文書を広聴担当者に配布する	3-3-33	—
3	風評被害などの影響を削減する	3-1 <input type="checkbox"/>	農林水産班 地域経済振興班 観光交流班	放射能汚染への不安による消費者の買い控えや市場での取引拒否、価格低下等の風評被害を軽減するため、県と連携して、農地等、観光地、商店街等の汚染状況を確認する	3-3-33	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	農林水産班 地域経済振興班 観光交流班	環境放射線モニタリング結果により安全が確認されたときは、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを活用して、迅速に公表し、市内の安全性を全国に情報発信する	3-3-33	—

<関係機関> 国 県 彦根警察署 報道機関	<備考>
-----------------------------------	------

(5) 飲食物の摂取制限等					
業務実施時期		1日後 ~ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	健康推進班 農林水産班 上下水道総務班 上水道工務班	国および県の要請を受けた当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の内容を確認する	3-3-34	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	農林水産班 上下水道総務班	国および県の要請を受けた当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の内容を各班に周知する	3-3-34	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	上水道工務班	県より放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けたときは、飲料水の検査に協力する	3-3-34	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	上下水道総務班	県より要請を受けたときは、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止を広報車により広報する	3-3-34	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	農林水産班	県より要請を受けたときは、汚染地区の市民、J A、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取禁止、出荷制限等を周知する	3-3-34	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	健康推進班	放射線の影響による健康被害に関する広報文等を検討する	3-3-34	—
	1-7 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	飲食物の出荷制限および摂取制限の内容や放射線の影響による健康被害について、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、彦根市ホームページ、エフエムひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、X (旧ツイッター) 等により広報する	3-3-34	—

<関係機関> 県 J A 東びわこ 報道機関	<備考>
---------------------------------	------

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(6) 原子力災害医療					
業務実施時期		1日後 ～ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 県が実施する原子力災害医療に協力する	1-1 <input type="checkbox"/>	病院事務局班	県本部の要請に応じて、避難所等あるいは高島市・長浜市の医療機関へスクリーニングおよび除染に関する知識と技術を有する被ばく医療チームを派遣する	3-3-34	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	病院事務局班 (彦根市立病院)	放射性物質による汚染のある患者および急性放射線症候群の疑われる者に対する初期診療や救急診療（外来診療）を行う	3-3-34	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	病院事務局班 (彦根市立病院)	必要に応じて、汚染のある者に対する拭き取り・シャワー等による除染を行う	3-3-34	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	病院事務局班 (彦根市立病院)	必要に応じて、二次または三次被ばく医療機関への移送の判断を行う	3-3-34	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	健康推進班 病院事務局班	被ばく者の二次または三次被ばく医療機関への移送が必要なときは、県本部に要請する	3-3-34	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	健康推進班 病院事務局班	実施した原子力災害医療に関する活動内容を整理する	3-3-34	—
	1-7 <input type="checkbox"/>	健康推進班 病院事務局班	実施した原子力災害医療に関する活動内容を市本部に報告する	3-3-34	—

<関係機関> 県	<備考> ※1 緊急被ばく医療機関
-------------	----------------------

※1 緊急被ばく医療機関

区分	医療機関名	所在地
初期	大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9
	草津総合病院	草津市矢橋町 1660
	済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1
	公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256
	近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379
	彦根市立病院	彦根市八坂町 1882
	高島市民病院	高島市勝野 1667
	市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
	長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
初期・二次支援	大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35
	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町
二次	長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7
三次	国立大学法人広島大学	広島県東広島市鏡山一丁目 3-2
	独立行政法人放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4丁目 9-1

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

	国立大学法人長崎大学	長崎県長崎市文教町 1-14
	国立大学法人弘前大学	青森県弘前市文京町 1
	公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1
	国立大学法人福井大学	福井県福井市文京 3 丁目 9-1

(7) 業務継続に係る措置					
業務実施時期		1日後 ~ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 行政機関の 庁舎を移転 し業務を継 続する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 公有財産管理班	庁舎の所在地が避難対象区域に含まれた場合、県等と連携して、避難対象区域外に庁舎機能代替候補地を検討する	3-3-34	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	全ての班	市本部における庁舎の退避先の決定を受け、庁舎機能を移転する	3-3-34	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	庁舎の移転先を住民等に周知する	3-3-34	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	全ての班	移転先においても、継続する必要がある業務を実施する	3-3-34	—
<関係機関> 県			<備考>		

(4) ライフライン関係機関との調整

業務実施時期 1 日後 ～ 災害終了

業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 ライフライン施設の被害状況を確認する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	ライフライン施設の関係機関と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	3-4-4	2-2-1、 2-3-1～2
	1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	ライフライン施設の関係機関の被害状況を確認し、施設の復旧見込みを把握する	3-4-4	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、各サービス所管部・関係機関の実務担当者からなる「彦根市防災会議ライフライン部会」を市本部内に設置する	3-4-4	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	「彦根市防災会議ライフライン部会」を開催し、ライフライン施設の被害、復旧見込みなどの概況を整理する	3-4-4	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	ライフライン施設の被害、復旧見込みなどの広報を広報戦略班に依頼する	3-4-4	—
2 ライフライン施設の復旧状況を確認する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	ライフライン施設の関係機関から応急対策、復旧状況を把握する（彦根市防災会議ライフライン部会開催時は会議で確認）	3-4-4	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、ライフライン施設の関係機関の応急復旧対策に協力する	3-4-4	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	ライフライン施設の復旧状況などを整理する	3-4-4	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	ライフライン施設の復旧状況などの広報を広報戦略班に依頼する	3-4-4	—

<p><関係機関> 西日本電信電話（株） 関西電力（株） 大阪ガスネットワーク（株） 滋賀県電気工事工業組合 （一社）滋賀県LPガス協会</p>	<p><備考> ※1 彦根市防災会議ライフライン部会 * 関係機関の連絡先等【資料編 P2-3-1～2 参照】</p>
--	---

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

※1 彦根市防災会議ライフライン部会

- (1) 部会の構成メンバー
- ア 西日本電信電話（株）滋賀支店設備部長
 - イ 関西電力（株）彦根配電営業所長
 - ウ 大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部長
 - エ 市上下水道部長
 - オ 消防長
 - カ 市総務部長
 - キ 市危機管理監
 - ク 産業部長
- (2) 部会で協議する主な項目
- ア 各ライフラインの被害情報の報告および集約
 - イ 交通規制や被害状況等復旧関連情報の収集
 - ウ 復旧エリアおよび工事スケジュールの調整、優先順位の調整
 - エ その他迅速かつ合理的な復旧関連の情報交換、調整事項

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

<関係機関> 県 日本水道協会滋賀県支部 市指定給水工事事業者組合 市上下水道料金等徴収関連業者の受託者 災害時相互応援協定市	<備考> ※1 災害時の飲料水の水源 ※2 県本部等に応援を要請する場合の明示事項 ※3 給水方法 * 給水計画【資料編 P4-4-1 参照】 * 上水道施設および給水用資機材等の状況【資料編 P4-6-9 参照】
--	--

※1 災害時の飲料水の水源

災害時の飲料水の水源は、次の場所を水源とする。 彦根市上水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池） 米原市上水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池） 多賀町上水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池） 甲良町上水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池） 豊郷町簡易水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池） 愛知郡広域行政組合上水道事業施設（消火栓、浄水池、配水池）
--

※2 県本部等に応援を要請する場合の明示事項

ア 所要供給水量（何人分または1日何立方メートル） イ 供給の方法（自動車輸送その他） ウ 供給期間 エ 水源地および供給地 オ その他
--

※3 給水の方法

ア 給水基準 <table border="1" data-bbox="245 1131 1139 1301"> <thead> <tr> <th>発災後の期間</th> <th>応急給水量（1人1日当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災後 3日間</td> <td>3 リットル</td> </tr> <tr> <td>発災後 4日～10日</td> <td>20 リットル</td> </tr> <tr> <td>発災後 11日～21日</td> <td>100 リットル</td> </tr> <tr> <td>復興期 22日～</td> <td>250 リットル</td> </tr> </tbody> </table>	発災後の期間	応急給水量（1人1日当たり）	発災後 3日間	3 リットル	発災後 4日～10日	20 リットル	発災後 11日～21日	100 リットル	復興期 22日～	250 リットル
発災後の期間	応急給水量（1人1日当たり）									
発災後 3日間	3 リットル									
発災後 4日～10日	20 リットル									
発災後 11日～21日	100 リットル									
復興期 22日～	250 リットル									
イ 方法 (ア) 拠点による給水 指定避難所、指定緊急避難場所または公園等の指定する場所で給水車、ろ水機等により給水する。 (イ) 運搬搬送による供給 給水車の搬送により給水する。 (ウ) 仮設配管による供給 応急的な配管を仮設し、供給する。 (エ) 応急給水所による給水 給水設備により給水する。										
ウ 順位 医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難所等人命救助の観点から緊急性の高い場所を優先する。										

(2) 食糧の調達供給					
業務実施時期		発災直後 ～ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 食糧を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	契約監理班	本部の指示により、被害状況、避難所生活者数等から、確保すべき食糧の数量を推定する	3-4-12	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班 契約監理班 農林水産班	公的備蓄では供給不足が見込まれるときは、協定締結企業および農業協同組合の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	3-4-12	4-3-1
	1-3 <input type="checkbox"/>	契約監理班 農林水産班	さらに不足が見込まれる場合は、市入札参加資格者名簿に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの食糧の数量を算定する	3-4-12	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班 契約監理班	必要に応じて、市民環境部保険年金班に炊出しの実施を依頼する	3-4-12	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	契約監理班	必要な食糧が市内において調達が困難な場合は、市本部に県地方本部を通じ県本部への応援要請を依頼する	3-4-12	4-4-2～4
	1-6 <input type="checkbox"/>	契約監理班	確保すべき食糧の数量、調達先、本部から指示された配送拠点等を取りまとめた食糧調達計画を作成する	3-4-12	—
	1-7 <input type="checkbox"/>	危機管理班 契約監理班	食糧の調達計画にしたがい、協定締結業者に協力を依頼するなど食糧供給体制を確立する	3-4-12	—
2 食糧を供給する	2-1 <input type="checkbox"/>	契約監理班	調達した食糧の受付記録を作成し、保管する	3-4-12	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	契約監理班 社会福祉班 市社会福祉協議会	必要に応じて、食糧の配分等に協力する災害ボランティアを確保する	3-4-12	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	契約監理班 社会福祉班 市社会福祉協議会	避難所等へ食糧の供給を行う	3-4-12	4-4-1
	2-4 <input type="checkbox"/>	契約監理班	供給した食糧の記録を作成し、保管する	3-4-12	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	契約監理班	食糧の供給実施状況を市本部に報告する	3-4-12	—

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

3	炊き出しを実施する	3-1 <input type="checkbox"/>	保険年金班	食糧の調達計画にしたがい、炊き出しに必要な米穀、人材、資機材、場所等を確保する	3-4-12	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	保険年金班	炊き出しを実施し、避難所等で食糧の供給を行う	3-4-12	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	保険年金班	炊き出しの実施記録を作成し、保管する	3-4-12	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	保険年金班	炊き出しの実施状況を市本部に報告する	3-4-12	—

<関係機関> 県 東びわこ農業協同組合	<備考> ※1 災害時における生活物資（食糧）の確保および調達に関する協定締結業者 ※2 炊き出しの方法 ※3 応援を要請する場合の明示事項 ※4 食糧の確保方法 ※5 応急給食（食糧の配給）実施要領 ※6 炊き出しの具体的実施手順 *非常用品備蓄【資料編 P4-3-1 参照】 *食糧供給計画【資料編 P4-4-1 参照】 *災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領（滋賀県）【資料編 P4-4-2～4 参照】
---------------------------	---

※1 災害時における生活物資（食糧）の確保および調達に関する協定締結業者

名称	所在地
彦根商店街連盟	彦根市中央町3番8号 彦根商工会議所
1市4町と6商工会	彦根市稲部町607-1 稲枝商工会
(株) 平和堂	彦根市小泉町31番地
生活協同組合コープしが	野洲市富波甲972
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市清水4501番地1号
(株) ユタカファーマシー	岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1
(株) カインズ	群馬県高崎市高関町380番地
(株) ベイシア	群馬県前橋市亀里町900番地
コカ・コーラウエスト(株)	福岡県福岡市箱崎7丁目9番66号
社団法人彦根青年会議所	彦根市中央町3番8号
イオンタウン(株)	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンビッグ(株)	名古屋市中区村区名駅5-25-1 愛三ビル4F
(株) コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2-10-1 第一福岡ビルS館
中北薬品株式会社	名古屋市中区丸の内三丁目5番15号 油伊ビル

※2 炊き出しの方法

(1) 要員の確保

保険年金班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、市職員や給食調理員を充てるが、必要に応じて市本部と協議のうえ学校給食調理業務委託事業者、避難者および関係団体等（彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団等）の協力を得る。

(2) 炊き出しの施設（場所）

主として学校給食室とする。

なお、災害の状況等に応じて、彦根市学校給食センターおよび調理場を有する保育所、公民館等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。

■学校給食施設

施設名	電話	施設名	電話
彦根市立城東小学校	22-0312	彦根市立河瀬小学校	28-1020
彦根市立城西小学校	22-7613	彦根市立亀山小学校	28-0322
彦根市立城南小学校	22-4518	彦根市立高宮小学校	22-0512
彦根市立平田小学校	24-1110	彦根市立稲枝東小学校	43-2014
彦根市立城北小学校	22-5771	彦根市立稲枝西小学校	43-2114
彦根市立佐和山小学校	22-0863	彦根市立稲枝北小学校	43-2205
彦根市立旭森小学校	22-3087	彦根市学校給食センター	28-8011
彦根市立城陽小学校	25-1055	滋賀県立盲学校	22-2321
彦根市立若葉小学校	25-3545	滋賀県立彦根工業高等学校	28-2201
彦根市立金城小学校	22-4897	滋賀県立彦根東高等学校	22-4800
彦根市立鳥居本小学校	22-2214		

(3) 炊き出し上の留意事項

ア 炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。

イ 責任者は、炊き出しに関する事項を記録する。

ウ 災害の状況により食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食などを考慮する。

エ 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。

オ 心身障害者、乳幼児、高齢者等の要配慮者に対しては、使いやすい食器類を確保するとともに、調理方法についても十分配慮する。

(4) 炊き出しの給食基準等

炊き出しその他による給食基準については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編 P420 参照】に準ずるほか、次の点に注意する。

ア 金銭による支給は行わない。

イ 副食および燃料については、品目、数量とも特に制限はない。

ウ 雑費は、品目の使用料金または借上料のほか、茶、はし、荷札などの購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。

(5) 食品の衛生管理

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

ア 炊き出しの施設は、できる限り学校、公民館など既存施設を利用するが、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、ごみ・汚物などの処理場から遠ざかった場所を選定して設ける。

イ 炊き出し施設には、食糧、適水を十分に供給する。

ウ 供給人員に対して必要な器具および容器を確保し、備え付ける。

エ 炊き出しの場所には、洗浄施設および器具類の消毒ができる施設を設ける。

オ 供給食品は、ハエその他害虫の駆除に十分留意する。

カ 使用原材料の仕入れおよび保管には十分注意する。

※3 応援を要請する場合の明示事項

(1) 物資の確保

ア 所要物資の種別および数量

イ 物資の送付先および期日

(2) 炊き出しの実施

ア 所要食数（延べ人員数）

イ 炊き出し期間

ウ 炊き出し品の送付先および責任者の氏名

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※4 食糧の確保方法

各家庭における備蓄ならびに市、県等の公的備蓄および流通在庫方式により食糧を確保する。

(1) 食品内容

供給する食品は、主に次のようなものとする。

- ア 乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、その他の副食品、調味料等
- イ 乳幼児には牛乳、粉ミルク
- ウ 産業給食（弁当）

(2) 米穀の確保

ア 災害救助法の適用を受けない場合

市本部は、被災者等に応急用米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、県本部あてに必要とする数量の応急用米穀を要請するものとする。なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部（農業経営課長）に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。市本部は県本部の配給数量の決定により米穀販売事業者から現品を購入する。

イ 災害救助法の適用を受けた場合

前アに準じて販売業者から購入するが、緊急の場合は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、「災害救助用米穀引渡要請書」により県本部を通じて直接要請する。

なお、通信途絶のため県本部の指示が受けられない場合は、緊急に引き渡しを受ける必要がある数量の政府所有米穀について、農林水産省生産局長に直接引渡しを要請する。なお、農林水産省生産局長に対して直接引き渡しの要請を行った場合には、すみやかに県にその旨を連絡するものとする。

農林水産省生産局 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL 03-6744-1354

(3) 乾パンおよび乾燥米飯

市本部は、災害応急用乾パンおよび乾燥米飯の配給を前記 4-（2）に準じて県本部に申請し、政府保有の乾パンおよび乾燥米飯の引渡を受ける。

(4) その他の食品の確保

パン・副食物・粉ミルク等その他の食品（米・乾パン・乾燥米飯も含む。）については、災害時生活物資調達等協定に基づき、協定締結業者から調達し、困難な場合は、県本部に調達あっせんを要請する。

(5) 食糧の輸送

指定業者等より調達する食糧は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

(6) 食糧の集積・配送拠点

- ア 農村環境改善センター
- イ (株) 中通
- ウ 福山通運株式会社彦根営業所
- エ 彦根市スポーツ・文化交流センター
- オ 彦根総合スポーツ公園

（上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アンド・バスライド等を検討）

*災害救助用米穀引渡要請書【資料編 P7-1-84 参照】

※5 応急給食（食糧の配給）実施要領

炊き出しその他による食糧の供給は、県の定める「災害時における応急食糧の緊急引渡し取扱要領」により処理されるが、その内容は概ね次のとおりである。

■給食を実施するに当たっての基本事項

給食対象	基準量	取扱者	承認機関
1 被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精米 g	市町長	知事
2 り災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	1食当たり 400 精米 g	市町長	知事
3 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 300 精米 g	作業実施責任機関	知事
4 特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	1食当たり 200 精米 g	市町長と災害発生機関が協議	知事

【備考】

- ・災害救助法が適用され、災害応急配給が実施されている期間中は、原則としてその地域の被災者に対する通常配給は行わない。
- ・配給品目は、原則として米穀とするが、災害の状況および消費の実情等によって乾パンおよび乾燥米飯とする。

■乾パンの応急給食に当たっての基本事項

1 乾パンの政府売却単位	1 梱 7.2 kg入り (100 g×36 食×2) (食糧部乾パン)
2 乾パンの規格	食糧部乾パン 1 袋 100 g (1 食分) 防衛庁乾パン 1 袋 230 g (2 食分)
3 滋賀県自衛隊駐屯部隊名	陸上自衛隊大津部隊 大津市際川 1-1-1 陸上自衛隊今津部隊 高島市今津町今津 航空自衛隊 高島市新旭町

※6 炊き出しの具体的実施手順

炊き出しについては、現状の保有資機材等から炊き出し活動を行う。

- 炊き出し実施場所の決定
市本部は、近隣の公共・公益施設での使用の可否を確認する。
- 炊き出し実施班の編成および出動
市本部が決定し、保険年金班を主体に編成する。
- 移動式炊飯器、精米、炊き出し用品の調達および輸送
市内の小中学校給食室等の炊飯器で炊き出しが可能な場合を除き、市保有の移動式炊飯器を輸送する。
市民環境部は、県、協定締結業者もしくは農業協同組合等から精米を購入する。
市民環境部は、市本部の用品・資機材数量を確認したうえで、必要なものを調達・輸送する。
露天の場合は、テント・幕張等の準備もする。
- 炊き出し協力団体への依頼
市本部から彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会等へ依頼する。
- 市本部とのホットラインの確保

(3) 生活必需品の調達供給

業務実施時期		発災直後 ～ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	生活必需品を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	契約監理班	本部の指示により、被害状況、避難所生活者数等から、確保すべき生活必需品の数量を推定する	3-4-13	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班 契約監理班	公的備蓄では供給不足が見込まれるときは、協定締結企業の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	3-4-13	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	契約監理班	さらに不足が見込まれる場合は、市入札参加資格者名簿に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの生活必需品の量を算定する	3-4-13	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	契約監理班	必要な生活必需品が市内において調達が困難な場合は、市本部に県地方本部を通じ県本部または災害時相互応援協定市への応援要請を依頼する	3-4-13	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	契約監理班	確保すべき物資の品目、数量、調達先、本部から指示された配送拠点等を取りまとめた生活必需品の調達計画を作成する	3-4-13	—
		1-6 <input type="checkbox"/>	危機管理班 契約監理班	生活必需品の調達計画にしたがい、協定締結業者に協力を依頼するなど生活必需品を確保する	3-4-13	—
2	生活必需品を供給する	2-1 <input type="checkbox"/>	契約監理班	調達された生活必需品の受付記録を作成し、保管する	3-4-13	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	契約監理班 社会福祉班 市社会福祉協議会	必要に応じて、物資の配分等に協力する災害ボランティアを確保する	3-4-13	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	契約監理班 社会福祉班 市社会福祉協議会	避難所等へ物資の供給を行う	3-4-13	4-4-2
		2-4 <input type="checkbox"/>	契約監理班	供給した生活必需品の記録を作成し、保管する	3-4-13	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	契約監理班	生活必需品の供給実施状況を市本部に報告する	3-4-13	—

<p><関係機関> 県</p>	<p><備考> ※1 給与または貸与の対象品目 ※2 災害時における生活物資（生活必需品）の確保および調達に関する協定締結業者 ※3 応援を要請する場合の明示事項 ※4 物資の確保方法 ※5 物資の供給方法 *生活必需品供給計画【資料編 P4-4-2 参照】</p>
---------------------------	---

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 給与または貸与の対象品目

供給品目	具体的な品名
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、傘等
炊事用具	鍋、ヤカン、包丁、炊飯器等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日用品	ちり紙、洗面用具、セッケン、ごさ等
光熱材料	マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電燈等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

※2 災害時における生活物資（生活必需品）の確保および調達に関する協定締結業者

名称	所在地
彦根商店街連盟	彦根市中央町3番8号 彦根商工会議所
1市4町と6商工会	彦根市稲部町607-1 稲枝商工会
(株)平和堂	彦根市小泉町31番地
生活協同組合コープしが	野洲市富波甲972
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市清水4501番地1号
(株)ユタカファーマシー	岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1
(株)カインズ	群馬県高崎市高閑町380番地
(株)ベイシア	群馬県前橋市亀里町900番地
コカ・コーラウエスト(株)	福岡県福岡市箱崎7丁目9番66号
社団法人彦根青年会議所	彦根市中央町3番8号
イオンタウン(株)	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンビッグ(株)	名古屋市中区名駅5-25-1 愛三ビル4F
(株)コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2-10-1 第一福岡ビルS館
中北薬品株式会社	名古屋市中区丸の内三丁目5番15号 油伊ビル
アイリスオーヤマ株式会社	宮城県仙台市青葉区五橋2-12-1

※3 応援を要請する場合の明示事項

ア 所要物資の種別および数量
イ 物資の送付先および期日

※4 物資の確保方法

<p>(1) 物資の調達 契約監理班は、公的備蓄の供給および協定している企業等から適宜調達先を選定して生活必需品を確保する。 なお、市本部のみで必要量の確保が困難な場合は、県本部に備蓄物資の払い出しやあっせんの要請を行う。</p> <p>(2) 物資の輸送 指定業者等より調達する物資は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。</p> <p>(3) 集積・配送拠点 ア 農村環境改善センター イ (株)中通 ウ 福山通運株式会社彦根営業所 エ 彦根市スポーツ・文化交流センター オ 彦根総合スポーツ公園 上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アンド・バスライド等を検討)</p>

(2) 防疫活動					
業務実施時期		1日後 ～ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 防疫活動体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	清掃センター班 健康推進班	防疫活動を必要とする地域を把握し、人数、薬剤等の必要量を算出する	3-4-18	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	清掃センター班 健康推進班	災害防疫対策連絡協議会の設置を検討する	3-4-18	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	清掃センター班 健康推進班 高齢福祉推進班	市民環境部清掃センター班と社保健部健康推進班とが連携して防疫班を編成する	3-4-18	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	清掃センター班 健康推進班	消毒方法、消毒薬等の配布方法、配布場所、消毒地域の優先順位等を決定する	3-4-18	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	清掃センター班 健康推進班	防疫活動に必要な人員および車両の手配、薬品、防疫用資機材等を調達する	3-4-18	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	清掃センター班 健康推進班	必要な人員および車両、薬品、防疫用資機材等について不足する場合は、県地方本部を通じて県本部に応援を要請する	3-4-18	—
2 防疫活動を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	清掃センター班 健康推進班 高齢福祉推進班	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律や災害防疫実施要綱に基づき、防疫活動を実施する	3-4-18	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	清掃センター班 健康推進班 高齢福祉推進班	防疫活動記録を作成する	3-4-18	7-1-122
	2-3 <input type="checkbox"/>	清掃センター班 健康推進班	防疫活動結果を市本部に報告する	3-4-19	—
<関係機関> 県			<備考> ※1 防疫活動 ※2 災害防疫対策連絡協議会 ※3 作成する書類		

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 防疫活動

項目	措置のあらまし
広報活動	被災地区での衛生管理に関する広報活動を、彦根保健所と連携して行う。
検病調査および健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 健康推進班および高齢福祉推進班は、災害の状況に応じて救護班に依頼し、検病調査および健康診断を実施する。 彦根保健所の行う検病調査、健康診断に協力する。
避難所の衛生指導	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に市保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行および汚物処理の指導を行う。 健康推進班および高齢福祉推進班は、救護班と協力し、炊事従事者の細菌検査を実施する。 健康推進班および高齢福祉推進班は、避難所における避難者の健康状況を確認し、必要に応じて救護班に依頼し、健康診断を実施する。
被災家屋等の消毒	被災家屋、下水のあふれ出し箇所、浄化槽、汲み取り便槽で必要と認める場所の消毒を行う。 なお、消毒方法は、感染症予防法施行規則第14条および第16条から第19条までの規定による。
そ族、昆虫等の駆除	<ul style="list-style-type: none"> 被災地区の状況、被災季節等に応じ、彦根保健所に連絡し、感染症予防法第28条の規定によるそ族、昆虫駆除の実施の指示を受けて実施する。 実施要領は、感染症予防法施行規則第15条の規定による。
患者等の入院	<ul style="list-style-type: none"> 被災地区において感染症患者または保菌者が発生した場合は、彦根市立病院（TEL 0749-22-6050）の隔離病舎に速やかに収容する。 交通途絶のため上記の感染症指定医療機関に入院することができない場合は、滋賀県知事が指定医療機関以外の病院・診療所に移送する。
臨時予防接種	災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施または臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、彦根保健所と協議し、指示を受けて実施する。
その他県が行う感染症対策活動への協力	彦根保健所の指示により適宜行う。

※2 災害防疫対策連絡協議会

副市長、市民環境部長、福祉保健部長、清掃センター副所長、健康推進課長、高齢福祉推進課長、彦根保健所長、保健師および市立病院医師の代表者

※3 作成する書類

<p>(ア) 災害状況報告書 (イ) 防疫活動実施状況報告書 (ウ) 災害防疫経費所要額調および関係書類 (エ) 清潔方法および消毒方法に関する書類 (オ) そ族、昆虫等の駆除に関する書類 (カ) 家庭用水の供給に関する書類 (キ) 患者台帳 (ク) 防疫作業日誌</p> <p>*災害状況報告書（様式1号）【資料編 P7-1-120参照】 *防疫活動実施状況報告書（様式2号）【資料編 P7-1-121参照】</p>

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

(3) 災害ボランティアセンターの閉鎖						
業務実施時期		発災1週間後 ~ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	災害ボランティアセンターの閉鎖について検討する	1-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	ボランティア需要の減少等の情報をもとに、市社会福祉協議会とボラセン閉鎖時期について検討する	3-5-3	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	ボラセン閉鎖時期等について市本部に具申する	3-5-3	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	市本部の決定を受け、ボラセン閉鎖時期等を確認する	3-5-3	—
2	災害ボランティアセンターを閉鎖する	2-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	市社会福祉協議会にボラセンの閉鎖を要請する	3-5-3	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	ボラセンで行われる未対応業務の引き継ぎや資機材の返却等の後片付けに協力する	3-5-3	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	ボラセンの閉鎖を確認し、市本部に報告するとともに、県に報告する	3-5-3	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	広報戦略班に依頼して、ボラセン閉鎖について広報する	3-5-3	—
<関係機関> 市社会福祉協議会 赤十字奉仕団 彦根市地域婦人団体連絡協議会 県			<備考>			

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

第2節 災害義援金品の募集配分

<業務手順>

(1) 義援物資の募集・配分					
業務実施時期		発災3日後 ~ 災害終了			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 義援物資を募集する	1-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	被災地の状況を把握し、概ね被災地に必要とされる物資、不要な物資の量等の情報を整理する	3-5-4	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	市本部と調整し、義援物資募集品目を決定する	3-5-4	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、義援物資の受付・保管、配分の実施体制を確立する	3-5-4	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、集積・配送拠点に受付窓口（物資送り先）を開設する	3-5-4	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	広報戦略班に依頼して、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関で義援物資の募集を広報する	3-5-4	—
2 義援物資を受付・保管する	2-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	義援物資の提供を受付けたときは、受領書を発行し、帳簿等を整備する	3-5-4	7-1-79~81
	2-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	集積・配送拠点に義援物資を一時保管する	3-5-4	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	義援物資の受付状況を整理する	3-5-4	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	義援物資の受付状況を市本部に報告する	3-5-4	—
3 義援物資を配分・配布する	3-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	避難所ニーズ等を把握し、受付けた義援物資の配分計画を作成する	3-5-4	—
	3-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	配分計画にしたがい、義援物資を避難所等へ配分・配布する	3-5-4	—
	3-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	義援物資の配分結果を整理する	3-5-4	—
	3-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	義援物資の配分結果の広報を広報戦略班に依頼する	3-5-4	—
<関係機関> 市社会福祉協議会 赤十字奉仕団 彦根市地域婦人団体連絡協議会 県			<備考> *義援金品搬出者名簿（様式1号）【資料編 P7-1-79 参照】 *義援金品引継書（様式2号）【資料編 P7-1-80 参照】 *義援金品受領書（様式3号）【資料編 P7-1-81 参照】		

(2) 義援金の募集・配分					
業務実施時期		発災1週間後 ~ 災害終了			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 義援金を募集する	1-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	県、他の被災市町および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体と協議会を結成する	3-5-4	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	協議会において決定される義援金の募集方法、募集期間、広報方法等を確認する	3-5-4	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、義援金の受付・保管、配分の実施体制を確立する	3-5-4	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、受付窓口や振込み指定口座を開設する	3-5-4	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	広報戦略班に義援金の募集に関する広報を依頼する	3-5-4	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	必要に応じて、市独自の義援金の募集を実施する	3-5-4	—
2 義援金を受付・保管する	2-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 出納・監査班	義援金の提供を受付けたときは、領収書を発行し、帳簿等を整備する	3-5-4	7-1-79~81
	2-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 出納・監査班	県が結成した協議会等へ引き継ぐまでは金融機関等へ預け入れる等確実な方法で受付けた義援金を一時保管する	3-5-4	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 出納・監査班	義援金の受付状況を整理する	3-5-4	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 出納・監査班	協議会に義援金の受付状況を報告する	3-5-4	—
3 義援金を配分する	3-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	協議会で決定された配分方針を確認する	3-5-4	—
	3-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	市本部が把握する被災者状況を確認する	3-5-4	—
	3-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	協議会で決定した配分方針にしたがい、市に配分された義援金を被災者へ配分する	3-5-4	—
	3-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	義援金の収納額や使途を整理する	3-5-4	7-1-82~83
	3-5 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	広報戦略班に義援金の収納額や使途の整理結果の広報を依頼する	3-5-4	—

<p><関係機関> 市社会福祉協議会 赤十字奉仕団 彦根市地域婦人団体連絡協議会 県</p>	<p><備考> *義援金品搬出者名簿(様式1号)【資料編 P7-1-79 参照】 *義援金品引継書(様式2号)【資料編 P7-1-80 参照】 *義援金品受領書(様式3号)【資料編 P7-1-81 参照】 *現金出納簿(様式4号)【資料編 P7-1-82 参照】 *義援金受払簿(様式5号)【資料編 P7-1-83 参照】</p>
--	---

第3節 住宅対策

<業務手順>

(1) 住宅関連の障害物除去						
業務実施時期		発災1日間後 ~ 10日後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	住宅関連の障害物の除去の申込みを受付ける	1-1 <input type="checkbox"/>	住宅班	災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する	3-5-6	7-1-71
		1-2 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する申込受付体制を確立する	3-5-6	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する申込等の受付窓口を開設する	3-5-6	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	住宅班	広報戦略班に住宅関連の障害物の除去に関する広報を依頼する	3-5-6	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去の申込受けを実施する	3-5-6	—
		1-6 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去の需要を整理する	3-5-6	—
		1-7 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する実施計画を作成する	3-5-6	—
		1-8 <input type="checkbox"/>	住宅班	必要に応じて、県や他自治体、建築関係協力団体等に協力を要請する	3-5-6	—
2	住宅関連の障害物の除去を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する廃棄物の処理方針（アスベストその他有害物資の安全管理）について、市民環境部生活環境班と協議する	3-5-6	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する工事を発注する	3-5-6	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する工事の請負契約を締結する	3-5-6	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去に関する工事監理を実施する	3-5-6	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去の実施結果を整理する	3-5-6	—
		2-6 <input type="checkbox"/>	住宅班	住宅関連の障害物の除去の実施結果を市本部に報告する	3-5-6	—
<関係機関> 建築関係協力団体 県			<備考> *「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編 P7-1-71 参照】			

第4部 災害復旧・復興

第1章 被災者の生活再建支援

<業務手順>

(1) 総合相談窓口の設置						
業務実施時期		発災1週間後 ～ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	総合相談窓口を設置する	1-1 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	福祉保健部社会福祉班と連携して、各種被災者支援の制度利用条件や手続きに関する情報を把握する	4-1-1	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	特に各種被災者支援制度の相談内容に関する部門から弾力的、集中的に職員を配置する	4-1-1	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	各種被災者支援相談業務のリーダー、総合相談窓口の開設場所を決める	4-1-1	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	広報戦略班に総合相談窓口の開設について広報を依頼する	4-1-1	—
2	総合相談窓口を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	総合相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	4-1-1	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	内容に応じて、各担当へ相談業務を引き継ぐ	4-1-1	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	まちづくり推進班	相談、申請情報を一元的に管理する	4-1-1	—
<関係機関> 県			<備考> ※1 総合相談窓口における相談内容			

※1 総合相談窓口における相談内容

<ul style="list-style-type: none"> (1) り災証明書の発行 (2) 被災者生活再建支援金の支給 (3) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (4) 災害援護資金の貸付 (5) 住宅の再建支援 (6) 税金や保険料等の減免・猶予 (7) 企業等の再建支援 (8) その他 <ul style="list-style-type: none"> *被災者生活再建支援金の支給内容【資料編 P6-2-1参照】 *滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容【資料編 P6-2-2参照】 *災害弔慰金の支給内容【資料編 P6-2-2参照】 *災害障害見舞金の支給内容【資料編 P6-2-3参照】 *彦根市災害見舞金の支給内容【資料編 P6-2-3参照】 *災害援護資金の貸付内容【資料編 P6-2-4参照】 *生活福祉資金の貸付内容【資料編 P6-2-4参照】 *天災融資法による融資制度【資料編 P6-2-5参照】

(2) り災証明書の発行						
業務実施時期		発災3日後 ~ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	災害に係る住家の被害認定調査を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	税務班	被害の概要を把握し、り災証明書の発行に係る住家の被害認定調査の実施体制を確立する	4-1-3	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	税務班	住民基本台帳・課税台帳等の既存データを準備する	4-1-3	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	税務班	必要に応じて、県、他自治体応援職員、専門ボランティア等と連携して、調査に必要となる調査員・備品を確保する	4-1-3	2-2-1
		1-4 <input type="checkbox"/>	税務班	り災証明書の発行に係る被害認定調査を実施する	4-1-3	7-1-109
		1-5 <input type="checkbox"/>	税務班	り災証明書の発行に係る被害認定調査の実施結果を整理する	4-1-3	—
2	り災証明書発行の準備を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 消防署班	り災証明書の発行業務の実施体制を確立する	4-1-3	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 消防署班	総合相談窓口内および消防署・各分署にり災証明書発行窓口を開設する	4-1-3	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 消防署班	必要に応じて、他部・他自治体・専門ボランティア、県（家屋被害認定士）等と連携して、調査に必要となる調査員・備品を確保する	4-1-3	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 消防署班	り災証明書の発行窓口の開設について広報する	4-1-3	—
3	り災証明書を発行する	3-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 消防署班	り災証明書発行申請を受付ける	4-1-3	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 消防署班	被害認定調査結果と照合し、り災証明書を発行する（1世帯1通）	4-1-3	7-2-21～22
		3-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 消防署班	災害時の混乱のより発行が困難、判定結果に不服がある場合等は、仮り災証明書を発行し、必要に応じて、再調査を行い、り災証明書を再発行する	4-1-3	7-2-23
4	被災者台帳を作成する	4-1 <input type="checkbox"/>	税務班	り災証明書の発行情報を一元的に管理する	4-1-3	—
		4-2 <input type="checkbox"/>	税務班	住家の被害認定調査や固定資産課税台帳をもとに、被災者台帳を作成する	4-1-3	6-1-1～4、7-2-20
		4-3 <input type="checkbox"/>	税務班	被災者台帳データを全庁的に共有する	4-1-3	—

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

<p><関係機関> 県</p>	<p><備考></p> <ul style="list-style-type: none"> *被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示【資料編 P6-1-1～4 参照】 *災害の被害認定基準【資料編 P7-1-109 参照】 *被災者台帳【資料編 P7-2-20 参照】 *り災証明書【資料編 P7-2-21～22 参照】 *仮り災証明書【資料編 P7-2-23 参照】
---------------------------	--

(3) 被災者等への支援					
業務実施時期		発災1週間後 ~ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 生活再建に係る資金の支給・貸付を行う	1-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	法令および条例の規定に基づく、生活再建に係る資金（被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害援護資金等）の支給や貸付に関する条件や手続きを把握する	4-1-4	6-2-1~4
	1-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	相談体制を確立する	4-1-4	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	法令および条例の規定に基づく、生活再建に係る資金（被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害援護資金等）の支給や貸付に関する広報資料を作成する	4-1-4	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	総合相談窓口内に相談窓口を開設する	4-1-4	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	各種相談、申請を受付ける	4-1-4	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続き（資金の支給、貸付）を行う	4-1-4	—
	1-7 <input type="checkbox"/>	社会福祉班	相談、申請情報を整理する	4-1-4	—
2 住宅の再建支援を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	住宅班	災害復興住宅資金や災害特別貸付金の融資制度に関する条件や手続きを把握する	4-1-4	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	住宅班	相談体制を確立する	4-1-4	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	住宅班	災害復興住宅資金や災害特別貸付金の融資制度に関する広報資料を作成する	4-1-4	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	住宅班	総合相談窓口内に相談窓口を開設する	4-1-4	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	住宅班	各種相談、申請を受付ける	4-1-4	—
	2-6 <input type="checkbox"/>	住宅班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	4-1-4	—
	2-7 <input type="checkbox"/>	住宅班	相談、申請情報を整理する	4-1-4	—

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

行う			よび摂取制限の解除を確認する		
	6-2 <input type="checkbox"/>	農林水産班 上水道工務班	飲食物の出荷制限および摂取制限の解除を各班に周知する	4-4-3	—
	6-3 <input type="checkbox"/>	上下水道総務班	水源および飲料水の飲用に関する情報を広報車により広報する	4-4-3	—
	6-4 <input type="checkbox"/>	農林水産班	汚染地区の市民、J A、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取禁止、出荷制限等の解除を周知する	4-4-3	—
	6-5 <input type="checkbox"/>	健康推進班	食の安全に関する広報文等を検討する	4-4-3	—
	6-6 <input type="checkbox"/>	危機管理班	解除された立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置に関する情報を整理する	4-4-3	—
	6-7 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 危機管理班	飲食物の出荷制限および摂取制限、交通規制の解除について、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、彦根市ホームページ、エフエムひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、X（旧ツイッター）等により広報する	4-4-3	—
<関係機関> 国（環境省） 県 報道機関			<備考>		

